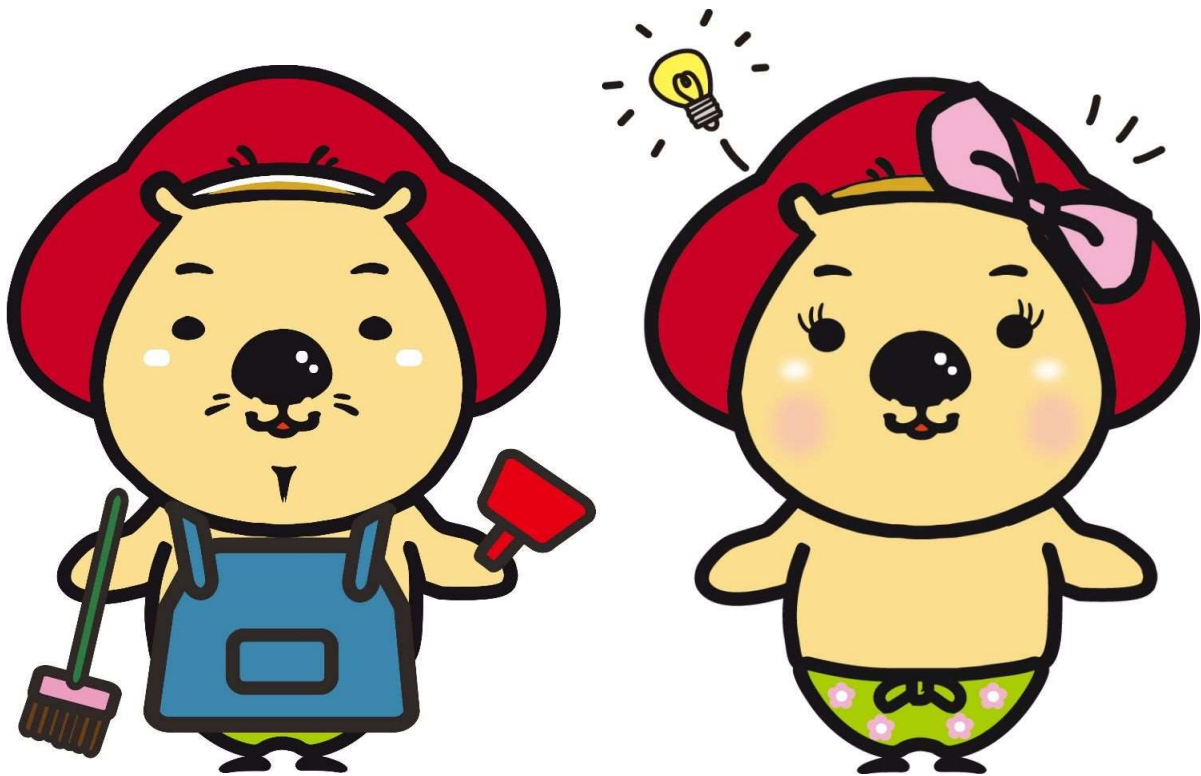


池田市行財政改革 推進プランⅢ

令和3(2021)年度 最終報告

(案)



令和4年9月27日 第2回行財政改革推進委員会資料

令和4年〇月
池田市

目 次

はじめに	1
I 池田市行財政改革推進プランⅢの概要	2
1 策定の趣旨	2
2 改革期間	2
3 改革の推進事項（4つの施策と12項目）	2
4 改革の目標	2

II 令和3年度最終報告	3
1 目標に係る各種数値の推移	3
2 中期目標に係る数値の推移	5
3 令和3年度末時点における取組状況	6
4 池田市行財政改革推進委員会による審議結果：「意見書」の作成と提出	25

参考資料1	26
参考資料2	28
用語解説	31

はじめに

本市では、池田市総合計画に定める「行財政改革を推進し希望の持てるまち」の実現のため、平成23年に行財政改革の基本的な方向性を定める「池田市行財政改革指針」を策定、また4年間ごとに指針に基づく具体的な実施プログラムを定めた行財政改革推進プランを作成し取り組んでまいりました。

改革期間3年目の令和3年度については、「産官学民の連携による地域課題の解決」や「共同利用施設の再編・活用などの検討を含む公共施設の適正配置に向けた取組の推進」等、各部が主体的に効率的で効果的な市政運営の実現に努めました。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、限られた人材と財源の有効活用を徹底しながら行財政改革に取り組んできたことに加え、地方交付税が大幅に増加したことなどにより、令和3年度においては、改革の目標として掲げた経常収支比率を改善するなどの結果につながりました。

しかし、長期化する感染症対策をはじめ社会保障関係経費が増大し続けるなど、本市財政を取り巻く環境は依然として厳しい状況に変わりないため、この結果に満足することなく、今後もプランⅢの目標達成に向け、引き続き行財政改革を推進してまいります。

令和4年 月

池田市長 瀧澤 智子

I 池田市行財政改革推進プランⅢの概要

1 策定の趣旨

本市では、「行財政改革を推進し希望の持てるまち」の構築を念頭に、「池田市行財政改革指針」、「池田市行財政改革推進プラン」及び「池田市行財政改革推進プランⅡ」を策定し、量と質の両面からのアプローチにより行財政改革を実施し、一定の成果を上げてきました。

しかし、今後の社会情勢及び財政状況を考慮すると、より効率的で持続的、長期的な視点に立った行財政改革を推進する必要があることから、令和4年度までを改革期間とする「池田市行財政改革推進プランⅢ」（以下「プランⅢ」といいます。）を平成31年3月に策定しました。このプランⅢに基づき、これまで以上に厳格な進行管理のもと着実に行財政改革の取組を遂行し、安定的な市政運営を可能とする行財政基盤の確立に取り組みます。

2 改革期間

令和元（2019）年度～令和4（2022）年度

3 改革の推進事項（4つの施策と12項目）

（1）開かれた市政の推進

- ①市民参画の推進
- ②広報機能の充実
- ③広聴機能の充実
- ④情報公開などの充実

（2）健全な行財政運営の推進

- ①行政の効率性と財政の健全化の確保
- ②歳入※の確保
- ③活力ある組織づくりと適正な人事管理

（3）広域行政の推進

- ①他市町との連携の強化
- ②国や府との協力関係の強化と役割分担

（4）情報通信技術の活用

- ①情報システムの機能強化
- ②行政情報の活用の高度化
- ③情報セキュリティ対策の高度化

4 改革の目標

（1）改革期間における目標（令和元（2019）年度～令和4（2022）年度）

- ①財政調整基金※残高 令和4年度末20億円以上
- ②経常収支比率※ 90%台
- ③実働職員数※（一般会計※） 600人程度
- ④良質な市民サービスの確保のための「働き方改革※」の推進（職場環境の整備）

（2）中期目標（平成27（2015）年度～令和4（2022）年度）

安定的な財政構造の確立（臨時財源補てん※をせず形式収支※黒字化）

II 令和3年度最終報告

令和3年度最終報告は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までを対象期間として、期間中の行財政改革の取組や成果について報告するものです。

1 目標に係る各種数値の推移

(令和4年9月時点で未確定の数値については「－」を記載しています。)

(1) 財政調整基金※残高(各年度末)の推移 (単位：百万円)

区分	平成30年度 (参考)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標
実績	5,348	5,250	4,812	4,934	－	令和4年度末 2,000百万円以上

(2) 経常収支比率※の推移 (単位：%)

区分	平成30年度 (参考)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標
実績	94.7	93.4	94.8	93.0	－	90%台
(参考)	全国 市町村平均	93.0	93.6	93.1	－	－
	大阪府内 市町村平均	96.9	95.7	95.7	－	－

令和3年度は速報値

<参考> 健全化判断比率 (単位：%)

区分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令和3年度	－	－	1.1	－
早期健全化基準	12.18	17.18	25.0	350.0
財政再生基準	20.0	30.0	35.0	－

令和3年度は速報値

実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び将来負担比率が算定されない場合は「－」を表示しています。

令和3年度においては、社会保障関係経費※の増加や、池田市民活動交流センター、ツナガリエ石橋の整備等による投資的経費※等に加え、ワクチン接種等の新型コロナウイルス感染症への対応による経費が生じました。そのような中、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をはじめとする各種補助金・交付金等の国による財政支援を積極的に活用し、また、地方交付税※が大幅に増加したことなどにより、財政調整基金※を取り崩すことなく形式収支※黒字を達成しました。経常収支比率※についても速報値において1.8ポイントの改善となっています。

(3) 一般会計※実働職員数※（各年4月1日）の推移 （単位：人）

区 分	平成30年度 (参考)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標
一般会計職員数	604	604	597	609	613	
実働職員数※	588	585	578	590	594	600人 程度
療養休暇取得 職員数	1	1	1	0	2	
産前産後・育児 休暇取得職員数	11	14	13	17	15	
退職者数	4	4	5	2	2	

<参考>類似団体※との普通会計※職員数（各年4月1日）の比較

（単位：人）

区 分		平成30年度 (参考)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
池田市	普通会計※ 職員数	603	603	596	608	612
	人口1万人 当たり 普通会計※ 職員数	58.23	58.17	57.52	58.62	59.22
類似団体	普通会計※ 職員数	734	732	737	744	—
	人口1万人 当たり 普通会計※ 職員数	59.84	60.00	60.51	60.69	—

普通会計※職員数は地方公共団体定員管理調査結果によります。

一般会計※職員数との差1人は、後期高齢者医療広域連合へ派遣する職員により生じたものです。

(4) 「働き方改革」※の推進（職場環境の整備）

本市では、個々の職員の実情に応じ、多様な働き方を推進するための職場環境の整備、業務改善のためのイノベーションの導入、絶え間ない業務プロセスの見直しについて、様々な視点から取り組むことによって生産性向上をめざし、良質な市民サービスの確保に努めます。

① 年次休暇の取得状況（平均取得日数）

（単位：日）

区 分	平成30年度 (参考)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
池田市	10.1	10.1	10.9	11.0	—
府内市町村平均	11.0	11.3	11.7	12.6	—

年次休暇は、原則として年間20日（前年度の残日数繰越し分以外）付与されますので、付与日数の半数以上の取得が継続しているものの、府内市町村の平均水準に達していない状況です。

② 年次休暇の取得日数が10日未満の職員の状況

(単位：％)

区 分	平成30年度 (参考)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
該当職員の割合	55.5	50.6	48.2	48.0	—

年次休暇の取得日数が付与日数20日の半数に満たない職員の割合が低くなることで、より多くの職員が一定の日数以上の年次休暇を取得できていることが分かります。

③ 勤務時間の弾力運用の取得状況

(単位：人)

区 分	平成30年度 (参考)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
取得実人数	62	71	58	48	—

1日の勤務時間を変えることなく、勤務開始時間を30分単位で繰り上げ、又は繰り下げること、夜間における会議といった業務上の事由や育児・介護といった業務外の事由等に弾力的に勤務時間を対応させ、長時間勤務を抑制するとともにワーク・ライフ・バランスの維持向上を図っています。令和元年度より令和2年度の取得人数が減少した要因として、混雑する時間帯を避けた通勤という新たな事由による取得実績があるものの、新型コロナウイルス感染症の影響による行事の中止に伴う取得の大幅減が挙げられます。また、令和2年度より令和3年度の取得人数が減少した主な要因として、上記の混雑する時間帯を避けた通勤のための取得の減少があります。

④ テレワークの実施状況

(単位：件、人)

区 分	平成30年度 (参考)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施件数	—	—	100	258	—
取得実人数	—	—	44	71	—

感染症対策及び柔軟な働き方を実現するため、令和3年1月18日からテレワークを導入しました。

2 中期目標に係る数値の推移

形式収支※の推移

(単位：百万円)

区 分	平成30年度 (参考)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標
実 績	238	507	296	767	—	
臨時財源補てん※ 額を除いた場合	△166	34	△251	766	—	0以上

<参考> 臨時財源補てん※額

(単位：百万円)

区 分	平成30年度 (参考)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
土地売却	4	273	47	1	—
基金取崩し	400	200	500	0	—
計	404	473	547	1	—

土地売却は、財源補てん分のみを記載しています。

基金取崩しは、財政調整基金※に係るもののみを記載しています。

3 令和3年度末時点における取組状況

注1 重点欄の☆印は、プランⅢの改革期間における重点取組項目であることを表す。

注2 新規欄の★印は、プランⅢの改革期間における新規取組項目であることを表す。

注3 令和3年度の実施目標欄に“—”印の記載がある取組は、プランⅢの改革期間において掲げた目標について、達成の後も尚継続している取組又は内容に見直しがあった取組を表す。

注4 令和3年度の実施目標欄の〔 〕内の数値は、効果額（単位：千円、千円未満切り捨て）を表す。

計画体系	重点	新規	取組内容【担当課】	令和3年度の実施目標	令和3年度の実績	達成状況	備考		
施策1 開かれた市政の推進									
項目(1) 市民参画の推進									
プログラム① 協働する事業の提案など、市民や団体などの提案を受け入れる仕組みを充実させる。									
	☆		市広報誌など各種刊行物の企画・編集業務への市民参画の推進と委託の検討 【広報シティプロモーション課】	委託業者の活用による広報業務の作業を見直す。また市民記者や市民団体との協働による広報活動を推進する。	市民記者による「池田報道。市民記者が行く！」の記事を、広報いけだに6記事掲載した。	○			
	☆	★	産官学民の連携による地域課題の解決 【各部署】	<p>【SDGs政策企画課】</p> 新任副主幹研修の一環として、大阪大学と連携しワークショップの企画調整及び開催を行う。SDGs※未来都市計画等の中の要素として、産官学民の連携の場であるプラットフォーム※の本格稼働を図る。	<p>【SDGs政策企画課】</p> 昨年度に引き続き、大阪大学との連携により新任副主幹研修の一環としてワークショップを開催した。また、同大学のBE（ビジネスエンジニアリング）研究に協力し、池田市のSDGs※政策の立案に対して同大学からの助言を受けた。SDGs※推進を目的とした産官学民のプラットフォーム※立上げ準備会を開催し、つながりを強化した。	○	<p>【都市政策課】</p> エリアプラットフォーム※の組成に向け、池田駅周辺エリアで活動している団体、事業者等へヒアリングを行った。エリアプラットフォーム※の第1回検討会を10月に開催し、以降毎月1回開催した。（1月のみ新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み中止した。）池田駅周辺エリアの未来ビジョン骨子を作成した。	○	<p>【都市政策課】</p> エリアプラットフォーム※による検討会議でのアイデア、仮説等の実証実験となるイベントを令和4年6月に実施する。社会実験イベントの結果等を踏まえ、池田駅周辺エリアにおける未来ビジョンを策定する。
			外国人のための保育サービス付日本語教室をボランティアの協力により実施 【人権・文化国際課】	<ボランティアクラス（対面）> 木曜日の10時から11時30分 <ボランティアクラス（Zoom）> 火曜日、木曜日、土曜日の10時から11時45分のうち45分 <教室型クラス> 土曜日の10時から11時30分 ・学習支援ボランティアは養成講座を終了した方を対象とする。 ・保育ボランティアは5名程度在籍。	<ボランティアクラス（対面）> 新型コロナウイルス感染症の影響により対面のボランティアクラス及び保育は中止した。 <ボランティアクラス（Zoom）> 開催回数：129回 参加者（延べ）：ボランティア：644名、学習者：891名 <教室型クラス> 開催回数：25回 参加者数（延べ）：64名	○			
		★	外国にルーツをもつ子ども向けの学習支援をボランティアの協力により実施 【人権・文化国際課】	土曜日の10時から11時40分（第2土曜日は除く）に実施する。	新型コロナウイルス感染症の影響により、4月から7月まで休止した。再開後の8月からの利用者累計は169名。来日して間もない子ども、あるいは長期滞在で学習言語の習得が不十分な子どもたちへ、日本語学習支援の場、及び居場所を提供することができた。	○			

計画体系	重点	新規	取組内容【担当課】	令和3年度の実施目標	令和3年度の取組実績	達成状況	備考
		★	外国人市民を主体にした多文化共生イベントの実施【人権・文化国際課】	年2回程度実施する。	新型コロナウイルス感染症の影響により実施が困難であるため実績なし。		新型コロナウイルス感染症の状況を注視し、可能なタイミングで実施を検討する。
		★	新学校給食センター建設による効率的な給食の運営と安全安心で安価な地元食材の活用促進【学校給食センター】	12月に地元食材を使用した給食の提供を行う。	細河地域コミュニティと連携し、細河だいこんを使用した給食の提供を行った。地元食材を使用することにより、園児・児童・生徒が食に関心を持つことができた。	○	
		★	東京オリンピック開催に伴う市内企業や各種団体などの市民参画の推進【生涯学習推進課】	4月に聖火リレーの実施・運営、事前合宿受け入れのプロポーザル告示を行う。 5月に事前合宿受け入れ業者を決定する。 7月にパラスポーツフェスタ及びロシアバレーボールチーム事前合宿を実施する。 7月から8月にホストタウン関連展示会を開催する。 8月にフランス車いすラグビーチーム事前合宿及びパラリンピック聖火フェスティバルを実施する。	左記のうち、聖火リレー及びロシア・フランスの事前合宿については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で中止した。パラスポーツフェスタについては、感染症対策に留意しながら予定通り実施し、イベント時にはフランスとオンラインで交流も行った。1月にはスポーツフェスタを実施し、市在住のオリンピックとの交流を図った。オリンピック・パラリンピック期間中は公民館で相手国の選手等を紹介する展示を行うとともにロシア・フランスの文化講座も行った。加えてパラリンピック終了後の9月には、本市出身でパラアーチェリー日本代表として出場した岡崎愛子選手のオンライン報告会を行った。 池田市がロシア・フランスのホストタウンであることを周知し、オリンピック・パラリンピックに向けた機運醸成と市民の国際理解・多様性理解の促進を図ることができた。	○	
プログラム② 各種審議会、委員会、懇談会などのメンバーとして市の政策形成の過程に市民の参画を求める。							
			防災講座開催による、市民の防災意識向上と防災活動に係る参画の推進【危機管理課】	防災講座を年に3回（例年は11月、12月、1月）開催する。	新型コロナウイルス感染症対策の観点から実施しなかったため実績なし。		新型コロナウイルス感染症の状況を注視し、開催の可否を判断する。
			各種審議会のメンバーの公募【各部署】	適宜、委員の公募を実施する。	【高齢・福祉総務課】 8月に地域福祉計画策定委員会の委員の公募を実施し、3名の応募者から2名を選定した。	○	
項目（2） 広報機能の充実							
プログラム① 広報誌や各種刊行物の内容を一層充実させ、情報発信する。							
			「広報いけだ」の内容の充実【広報シティプロモーション課】	月1回の安定的な発行及び市民にとって見やすく手に取りやすいデザインになるよう創意工夫していく。	月1回の安定した発行を行った。市民ニーズをくみ取り、より見やすくミスのない誌面となるよう努めた。	○	
			「グラフィけだ※」の内容の充実【広報シティプロモーション課】	—	今年度の発行予定がないため実績なし。	—	適切な情報の更新を行い、令和4年度上期までに発行する。

計画体系	重点	新規	取組内容【担当課】	令和3年度の実施目標	令和3年度の実績	達成状況	備考
			「暮らしの便利帳※」の官民協働による改定【広報シティプロモーション課】	在庫数の減少に伴い、6,000部を増刷する。	予定通り7月30日に6,000部を発行した。制作費用をかけず、人件費及び増刷分の費用のみで市民サービスに寄与した。	○	
			「池田市統計書」の概要版の作成【総務課】	令和2年版統計書の内容を元にした統計データで概要版を作成し、より多くの方に向けて池田市の情報を発信する。	必要な資料の収集を行い、作成した統計書概要版を庁内掲示板へ掲載し、市民への説明用として活用するよう広く周知した。概要をA4用紙一枚にまとめて配布することにより、多くの方に池田市への理解を深めてもらうことができた。	○	
		★	防災行政無線の整備による広報機能の充実【危機管理課】	避難情報・気象情報だけでなく、夕方の定時メロディや防犯情報にも活用する。	6月13日に一斉鳴動訓練を実施した。気象警報、訓練情報、特殊詐欺防止や新型コロナウイルス感染症対策の広報にも活用し、市民の安全安心に繋がる情報発信に活用できた。また平日毎17時に「夕焼け小焼け」のメロディ放送を行った。	○	

プログラム② インターネットなど多様化するメディアを活用した広報活動を推進する。

	☆		SNS※の更なる活用による広報活動の推進【広報シティプロモーション課】	SNS※を積極的に活用し効果的な広報を行う。また、更新頻度を高める。	新型コロナウイルス関連情報やその他市政情報をLINE、Facebook、Twitter、Instagramなどで配信した。	○	配信頻度を高め、また、市の魅力が高まるコンテンツや利用者が知りたい情報について精査し、より利用者の興味が高まる効果的な配信方法を検討する。
			ホームページにおける市政やまちの話題の情報発信【広報シティプロモーション課】	利用者にとってより見やすく・探しやすく・わかりやすいホームページのため、継続的な改善に努める。	毎月の保守点検を活用し、改善点を抽出、修正を行った。	○	
	☆		Facebookページの活用による観光・イベント情報の発信【空港・観光課】	池田市に関する情報を積極的にPRするとともに、フォロワー数を増加させる。	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、観光客の誘致を促す内容の投稿ができない中、市内観光施設の開館状況やオンラインで観光気分が味わえる観光PR動画を中心に投稿した。年度を通してコンスタントに投稿し、情報発信に努めたものの、フォロワーは昨年度末時点の5,722人から20人減少し、5,702人となった。		
			ウェブサイトなど各種ツールを活用した子育て支援施策の効果的な情報発信【子ども・若者政策課】	恒常的にウェブサイト及びSNS※で子育てに関する情報発信を行う。	ウェブサイト及びSNS※により子育て情報やイベントの案内等を随時発信した。恒常的な情報発信や特集記事の掲載により、利用者に効果的な情報発信が行えた。さらに、ウェブサイトをリニューアルし、子育て世帯にとってより使いやすく親しみやすいウェブサイトの構築を行った。また、インスタグラムを新たに活用するとともに、SNS※の活用頻度を増やすことでウェブサイトの利便性を向上させた。	○	

計画体系	重点	新規	取組内容【担当課】	令和3年度の実施目標	令和3年度の実績	達成状況	備考
			「いけだつながりシートlkeda_s※」の電子版である「e-lkeda_s※」の普及活動の実施による利便性の向上【発達支援課】	市民の登録及び活用の向上を図る。	e-lkeda_s※の活用促進について、ソフトバンクとの協議を重ねた。また、昨年度に引き続き、lkeda_s※にe-lkeda_s※のQRコードを印刷したシールを貼り、市民へ配布することで、周知に努めた。また、今年度からは池田市発達支援マップへの案内掲載やQRコードの添付、いちご応援団のパンフレットへの案内掲載、講演会での案内を行い周知に努めた。 令和3年度末時点の登録者数は、累計1,245名で、令和3年度中は107名の新規登録者数があり、一定の増加が得られたものの、活用促進のための仕組みの構築まで至らなかった。		利用状況の低迷によるソフトバンクの提案から、現在の利用者に不利益が生じないように年度内終了に向けて、ソフトバンクとの協議を重ねていく。
		★	消防Facebookページによる情報発信【消防本部予防課】	消防に関する情報を、50回以上発信する。	消防に関する情報を57件発信し、リアルタイムで消防に関する情報発信ができた。消防の多種多様な取組や情報を発信することで消防を身近に感じてもらった。	○	
		☆	「ふくまる教志塾※」Facebookページによる情報発信【教育政策課】	フォロワー70人をめざす。「ふくまる教志塾※」の告知及び「ふくまる教志塾ゆめたまごセミナー」の開催告知を年10回程度行う。	「ふくまる教志塾※」の告知及び「ふくまる教志塾ゆめたまごセミナー」の開催告知を年11回行った。フォロワー数については、ふくまる教志塾の現塾生、卒業生、教育関係者が新規フォロワーとなり、目標としていた70人を超え74人となった。	○	塾生だけでなく多くのフォロワーにふくまる教志塾※の取組みを発信でき、新型コロナウイルス感染症拡大の中、問い合わせや多くの申し込みがあった。
プログラム③ 地域に出向く出前講座を積極的に活用し、地域の実情に即した広報活動を展開する。							
			「まちづくり出前講座※」の充実【広報シティプロモーション課】	滞りなく出前講座を実施する。	10件の出前講座を実施した。	○	
プログラム④ マスメディアを活用し、市のPRを積極的に行う。							
			報道機関への記事提供【広報シティプロモーション課】	市政情報やイベント情報について報道機関に発信する。	報道機関への発信を118件実施した。	○	
			観光大使※によるPRの実施【空港・観光課】	観光大使※に、精力的に池田市をPRしてもらうよう促す。	観光大使※に、SNS※にて市内イベント等のPRや市内の飲食店や施設について積極的に情報発信をしていた。SNS※での広報活動について、市内飲食店や施設の情報発信等を観光大使※の方に積極的に行っていたが、コロナ禍でイベント実施等ができない状況であったので、今後、実施が可能となれば、観光大使※と連携したPRやイベントへの出演等についても協力をお願いしたい。	○	
プログラム⑤ 子どもや若者、高齢者といった各年齢層や、外国人、障がい者（児）など市民ニーズに合わせた情報発信を行う。							
			「声の広報※」の作成・充実【広報シティプロモーション課】	音声版広報いけだを作成・配布し、市ホームページでも掲載する。	毎月1回「声の広報※」の配布と市ホームページへ音声版を掲載することにより、視覚障がい者への広報活動の充実を図った。	○	

計画体系	重点	新規	取組内容【担当課】	令和3年度の実施目標	令和3年度の実績	達成状況	備考
			転入外国人向けに「多言語版生活ガイド※」の発行【人権・文化国際課】	—	隔年発行のため、今年度は発行実績なし。	—	
			外国人市民向けに「池田くらしの情報※」を発行【人権・文化国際課】	隔月で6回発行する。	英語、中国語、韓国・朝鮮語、インドネシア語、やさしい日本語の計5言語へ翻訳し、4-5月分、6-7月分、8-9月分、10-11月分、12-1月分、2-3月分を発行した。やさしい日本語により、翻訳ではカバーできない外国人への情報提供を行うことができた。	○	
項目（3） 広聴機能の充実							
プログラム① 市民と市長の直接対話の場の充実に努める。							
			市民と市長の直接対話の場の充実【各部署】	【教育センター】10月6日に実施予定の「市長と若者の対談」開催に向けて対談者の選定及びその他調整作業を実施する。	【教育センター】10月6日に「市長と若者の対談」を開催し、14名全員が参加した。市長、教育長、青少年指導員協議会会長らと教育をはじめ子育て、福祉、医療、都市環境等広い分野で意見交換等ができた。	○	
プログラム② 市政相談による意見・要望などを迅速・的確に処理する体制を充実させる。							
			経験豊かな再任用職員※を活用した市政相談の実施【市政相談課】	相談件数の多寡ではなく、一つ一つの問い合わせに対し、誠実かつ適切な質の高い対応を行う。	苦情42件、意見問合せ1,322件、照会・問合せ769件に対応した。市政相談における意見・要望などを迅速・的確に処理する体制を維持し、意見要望などに適切に対応することができた。相談においては助言を行い方向性を見出すことができた。	○	
プログラム③ 一般市民相談のほか法律相談などの専門相談を通じた広聴活動の充実を図る。							
			法律相談など市民ニーズに応じた専門相談の実施【市政相談課】	多種多様化する市民の相談を聴き、適切なアドバイスを行う。	法律相談277件、司法書士相談129件、行政書士相談30件、土地家屋調査士相談16件、宅地建物取引士相談18件、税理士相談61件の専門相談に対応した。専門相談における事前受付から当日の相談まで予定通り取組を実施し、市民の相談に対応することができた。	○	
項目（4） 情報公開などの充実							
プログラム① 開示請求による受動的な情報公開にとどまらず、公表できるあらゆる行政情報の能動的な公開を推進する。							
			行政情報コーナーの充実【市政相談課】	行政情報コーナーが行政文書にかかる情報公開の場として機能するよう、池田市情報公開条例に基づく情報公開目録の整備（3か月毎の更新）や展示資料の整理に努める。	情報公開目録は3か月毎に更新した。情報開示請求139件、個人情報開示請求65件、審査請求1件に対応した。情報公開の受付を以前の2階行政情報コーナーに戻し、受付・開示を同コーナーで行うことにより案内しやすくなった。	○	

計画体系	重点	新規	取組内容【担当課】	令和3年度の実施目標	令和3年度の実績	達成状況	備考
			審議会などの会議の公開の推進 【市政相談課】	審議会等の会議の開催及び公開状況を調査・公表する。	審議会等は、会議及び会議資料を行政情報コーナーにおいて1年間閲覧に供するとともに、情報提供に努めた。池田市審議会等の会議の公開に関する指針に基づき、令和2年度の審議会等の開催状況一覧表を作成し、9月末に公表した。	○	
プログラム② パブリックコメントなどの実施により、市民の意見を幅広く聴くことに努める。							
			パブリックコメント手続※制度の推進による市民参画の場の確保 【各部署】	池田市パブリックコメント手続※要綱に基づき、手続の対象となる計画等の案の趣旨、内容等を広く公表するなど、適切なパブリックコメントの実施に努める。	9件のパブリックコメントを実施し、計画案等を広く周知するとともに、31名から60件の意見を得た。執行機関等の公正の確保と透明性の向上を図り、市政における意思決定過程への市民の参画の場を確保することができた。 【SDGs政策企画課】 第7次池田市総合計画※を策定するにあたって、この計画が、市民にとって身近で親しみやすいものとするために、池田市がめざす10年後の将来像にふさわしいキャッチフレーズの募集をパブリックコメントと併せて実施し、応募のあった37件の中からキャッチフレーズを決定した。	○	
			市民意識調査の実施 【各部署】	【高齢・福祉総務課】 7月に地域福祉計画策定に係る市民意識調査を実施する。前回アンケート調査実施時より、回答率5%増加（前回回答率42.0%）を目標とする。	【高齢・福祉総務課】 池田市内に在住する18歳以上の無作為抽出した市民3,000人にアンケートを実施し、有効回答数1,430人、有効回答率47.6%であった。スケジュール通りの実施及び回答率増加を達成することができた。	○	
施策2 健全な行財政運営の推進							
項目（1） 行政の効率性と財政の健全化の確保							
プログラム① 地域分権のさらなる推進により、「市民の意識改革」を進め、より効率的・効果的な税財源の活用をめざす。							
			「地域分権フォーラム」の開催などによる地域分権制度※の周知 【コミュニティ推進課】	地域分権活動発表会を開催する。	実際に顔を合わせてつながることに意味のあるイベントであるため、新型コロナウイルス感染症拡大防止を考慮して中止とし、実績なし。		新型コロナウイルス感染症の状況に応じて、開催が可能になれば、従前どおり実施する。
			地域分権制度※の市民意識調査の実施 【コミュニティ推進課】	—	今年度は実施を予定していなかったため、実績なし。	—	令和4年度以降実施するか検討する。
			市民ニーズに応じた提案事業の実施 【コミュニティ推進課】	令和2年度提案事業として、各地域コミュニティ推進協議会から提案のあった167事業（予算総額64,511千円）を順次実施する。	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、41事業は未実施となったが、各課において126事業が実施され、地域の課題を一番よく知っている地域住民が予算提案・事業実施を行うことにより、きめ細やかな、かつ住民満足度の高いサービス提供が可能となった。	○	

計画体系	重点	新規	取組内容【担当課】	令和3年度の実施目標	令和3年度の実績	達成状況	備考
			地域分権推進基金の活用【コミュニティ推進課】	地域コミュニティ推進協議会の合計で、3,489千円の積立及び17,560千円の取り崩しを行う。	実施目標のとおり、積立及び取崩を実施した。単年度の提案額では実施不能な中・長期的な事業の実施が可能となった。	○	左記にて、基金取崩を実施し充当した令和3年度事業の具体例として、五月丘会館のトイレを男女別とし洋式に改修した「地域内会館設備改修事業」が挙げられる。（事業予算額8,360千円に対し全額充当）
プログラム② 抜本的な見直しによる事務事業の縮小・廃止を行う。							
		★	AI※技術などの新たな技術の導入による事務処理の効率化とサービスの向上【ICT戦略課】	RPA※やAI※を活用できる業務の洗い出し及び各種サービスの研究を実施する。	公共施設予約・施錠システムやWeb会議システム、テレワーク端末の安定した稼働及び効率的な運用を行うよう努めた。また、ペーパーレスシステムの導入を行い、用紙及び印刷に掛かる費用や労力の削減を図った。具体的効果として、議案書、予算書など議会で使用する資料5割の削減を実現した。（導入前 約200冊→導入後 約100冊）	○	書類を紙で受領している業務について、入力業務に時間を要しているため、書類をAI-OCR※で電子化し、システムへの入力についてはRPA※の活用を検討している。事務処理の効率化及びサービスの向上のため、チャットツールの導入など、引き続き検討を行う。
		★	行政手続等における押印の見直し【行財政改革推進課】	行政手続等における押印の見直しを行い、押印を廃止できるものについては今年度中に規則改正手続を行う。	約1,300件の手続について全庁的に押印の見直しを行い、順次運用を開始した。また、上記のうち市規則の改正が必要な手続の中で、押印部分以外の改正を含むもの等を除いた165件の手続について、行財政改革推進課が一括規則改正を行った。（令和4年4月施行）行政手続等の簡素化及び市民等の利便性の向上を図り、将来的な行政手続等のオンライン化への環境を整備することができた。	○	
			阪神高速道路大気観測維持管理事業の見直し【環境政策課】	周辺地域の大气汚染状況や近隣自治体における監視状況について情報収集を行う。	大気汚染に係る情報の収集を行った。	○	周辺地域の大气汚染状況や財政状況、大気観測局周辺住民の意見などに基づき、本市の大気観測継続の可否を判断する。
			ごみ排出量の削減【環境政策課】	第3期一般廃棄物処理基本計画に基づき、令和17年度に向けて家庭系及び事業系ごみの総排出量を令和元年度比14%削減、家庭系ごみ排出量原単位を令和元年度比5.8%削減するため、各種施策を推進する。	ごみ減量化及びリサイクルの推進に資する事業を継続実施した。家庭系及び事業系ごみの総排出量、家庭系ごみ排出原単位については、生活環境の変化に減少傾向にあるものの、計画目標に達しなかった。		
		★	認定こども園の園児の情報管理、職員の勤怠管理に係るシステム導入による事務処理の効率化【幼児保育課】	園児の登降園情報について保育システムにより管理することで、職員の負担軽減を図る。また、運営事業者と連携を図りながら早期の問題解決に取り組む。	園児の登降園情報の管理において、運営事業者と連携しながら保育システムを運用しており、登降園時間や出席状況等管理の自動化による事務処理の効率化が図れている。		運用は継続的に実施しているが、職員の負担軽減における費用対効果については今後も検討が必要である。

計画体系	重点	新規	取組内容【担当課】	令和3年度の実施目標	令和3年度の実績	達成状況	備考
	☆	★	AI※技術を活用した保育所入所選考に係る事務処理の効率化【幼児保育課】	選考所要時間の短縮により人件費相当額の75%を削減する。令和4年4月入所分の選考結果通知を元年度分より1か月早期化する。	令和3年度4月入所選考の結果通知が、例年より3週間早期化することができ、令和3年度5月以降の各月入所選考においても活用した。入所選考における結果のシステムへの反映がなくなり、その時間の人件費が削減できた。	○	新型コロナウイルス感染症の影響により、例年より時間を要したため、令和3年度と同様に、例年より3週間の早期化にとどまったが、選考所要時間の短縮により、市民への案内等、他サービスを手厚く実施した。
プログラム③ 事務事業の見直しを行い、民間企業やNPO、地域住民などが担うことができるものについては、アウトソーシングなど民間活力の導入を図り、行政のスリム化を図る。							
	☆	★	指定管理者※に係るマニュアル、ガイドラインなどの整備と公民連携の推進に係る検討【行財政改革推進課】	昨年度実施した指定管理者※制度に係る運用指針の改訂と公民連携にかかる検討を行う。	昨年度初版として発行した指定管理者※制度に関する運用指針について、さらなる適切な制度運用に向けて関係部署と調整の上、第2版への改訂を行い庁内に周知した。また、公民連携に係る先事例の情報収集及びセミナーや補助金の活用に関して庁内への周知を行った。	○	
		★	猪名川緑地、テニスコート、五月山緑地の次期指定管理者※選定による効率的かつ効果的な公の施設※の運用【公園みどり課】	指定管理者※による施設の運用管理を行う。	各施設ごとに指定管理者※を選出し、運用管理を実施している。用途に合ったグルーピングを図ることにより、より一層、公園のにぎわい創出の向上や、適正な維持管理につながっている。	○	
	☆		家庭ごみ収集業務の委託拡充【業務センター】	委託の拡充は行わず現状を維持し、定年退職者数が多い3年後までに職員の補充と合わせて、委託拡充について検討する。	現状の契約に災害時の対応が含まれていないため、直営での対応となる。災害時の対応を含んだ変更契約を結べば、契約金額が更に高騰し、大きな削減効果が見込めないことから、新たな委託は行わず、現状を維持している。〔3,000〕		効果額は委託前の実施経費と令和3年度の実施経費との差額によるもの。
	☆	★	クリーンセンターの運転管理業務の民間委託の検討【クリーンセンター】	—	令和2年度から土日及び夜間の民間委託を実施できている。〔16,246〕	—	
	☆		五月丘保育所の移転・民営化【子ども・若者政策課/幼児保育課】	—	令和2年4月から、移転先施設での運営を開始した。引継ぎ状況の確認等のため、市・法人・保護者会による協議会も同年開催済みであり、取組は完了した。〔39,320〕	—	
			市立駐車場管理業務への指定管理者※制度の導入の検討【交通道路課】	—	令和2年に検討した結果、導入前に老朽化した施設の更新工事が必要であると判断し、指定管理者※制度の導入を見送ることとした。上記の検討結果により現行の経営体制を維持することとし、今年度は排気ファン等の改修工事を実施した。	—	
	☆		市営住宅管理業務への指定管理者※制度の導入の検討【都市政策課】	—	令和2度に指定管理者※制度を導入した。〔8,557〕	—	
		★	学校給食センターの運営の民間委託の検討【学校給食センター】	—	令和2年度に民間委託を導入した。	—	

計画体系	重点	新規	取組内容【担当課】	令和3年度の実施目標	令和3年度の実績	達成状況	備考
	☆	★	分館を含む図書館への指定管理者※制度導入の検討【図書館・石橋プラザ】	石橋新図書館開館と同時での指定管理者※制度導入は難しいという判断結果から、正規職員の司書不足を補うため、令和4年度採用に向けて司書の採用試験を実施する。	8月に正規職員の司書を1名募集し、10月に第1次試験を実施した。令和4年4月より1名の採用が決定した。	○	直営での図書館の管理運営を円滑に進められるよう、新規採用した司書の育成に努める。
		★	都市公園法第5条に基づく設置管理許可制度の導入【公園みどり課】	設置管理許可制度に基づく管理運用を実施する。	自動販売機46台、駐車場4か所、売店などの公園施設について新たに設置管理許可を与えることにより、公園施設の機能増進が図れた。	○	
プログラム④ 施設の統廃合について、利用状況や経費などの客観的な指標に基づいた検討を行う							
		★	旧細河小学校解体に伴う防災備蓄倉庫の利活用の検討【危機管理課】	備蓄品の整理を行う。	備蓄品の整理及び在庫管理を行った。	○	災害時の物資の拠点としての体制を構築する。
	☆		共同利用施設※の再編、活用などの検討を含む公共施設の適正配置に向けた取組の推進【公共建築課】	公共施設の適正配置に向けた取組の実施、市民活動交流センター及び石橋地域拠点施設（ツナガリエ石橋）の建築を行う。	石橋地域拠点施設（ツナガリエ石橋）の建築工事を1月に完了し、市民活動交流センターの建築工事を3月に完了した。老朽化した公共施設の再編により維持管理経費を削減した。【4,534】	○	<ul style="list-style-type: none"> 石橋地域拠点施設（ツナガリエ石橋）：石橋プラザ、男女共生サロン、国際交流センター、子育て支援拠点施設、石橋駅前会館等を集約・複合化した新施設 市民活動交流センター：池田会館とコミュニティセンターを統合した新施設
		★	個別施設計画※の策定と公共施設等総合管理計画※の更新【公共建築課】	12月に公共施設等総合管理計画※を改訂し、2月にパブリックコメント手続※を実施し、3月にその結果及び公共施設等総合管理計画※の公表を行う。	公共施設等総合管理計画※の改訂を12月に完了した。パブリックコメント手続※については2月に実施し、その結果及び公共施設等総合管理計画※の公表を3月に完了した。	○	
	☆	★	敬老会館、養護老人ホーム白寿荘を中心とした周辺施設の再編整備【高齢・福祉総務課】	万寿荘の一部土地買取交渉、買取を実施し、事業手法を決定する。	買取予定地の所有者との交渉が不調に終わり、万寿荘の一部土地を買取することができなかったため、施設再編の方針を見直すこととなった。		養護老人ホーム白寿荘については、施設の老朽化及び入所者の減少により令和4年度末で廃止する。年度末までの入所者の転所と跡地の活用について検討を進める。敬老会館については、耐震補強の実施に向けた検討を進める。
		★	立地適正化計画※に基づく事業の推進による市街地の機能更新と都市空間の質的向上【都市政策課】	各種誘導施策の進行管理を行う。都市再生整備計画※（阪急池田駅周辺地区、阪急石橋駅周辺地区）の事業完了にあわせて、事業効果分析調査を行う。	事業の進捗にあわせて、都市再生整備計画※の変更を行うとともに、事業効果分析調査を行った。	○	阪急池田駅周辺地区については、次期都市再生整備計画※の立案、策定を行う。
		★	都市再生整備計画※に伴う満寿美公園の整備【公園みどり課/都市政策課】	公園整備工事を発注（土木8月/建築9月/造園10月）し、整備工事を3月に竣工する。	令和4年の供用開始に向けて、満寿美公園の整備を完了させた。	○	交流拠点となる公園等の整備により、池田駅周辺のにぎわい創出、来街者の回遊性の向上、地域住民のコミュニティ形成や防災機能の向上につながる。

計画体系	重点	新規	取組内容【担当課】	令和3年度の実施目標	令和3年度の実績	達成状況	備考
	☆	★	低区配水池※の跡地活用の検討【水道工務課】	耐震性貯水槽を使用した災害訓練を実施する。	令和3年10月15日の上下水道サポーター会議で耐震性貯水槽を使用した応急給水訓練を行った。訓練を行うことで市民サポーターへ耐震性貯水槽や給水車等、上下水道部の非常時の備えをPRすることができた。	○	
		★	浄水施設のダウンサイジングによる水需要の減少への対応の検討【浄水課】	広域化の動向を確認し、施設の統廃合・更新を実施する。	府域一水道に向けたあり方協議会へ参画し、広域化の動向を注視した。また、給水区域の統廃合を実施した。さらに、水需要予測を作成し部内で情報共有した。	○	令和3年度末で更新期限を迎えた水利権について、現状の水量で申請中であり、今後の府域一水道を見据えつつ取水量に見合った施設の統廃合・更新を行う。
		★	池田市下水処理場の原田処理場※への統合の検討【下水処理場】	今後の広域化の進め方について検討する。	災害時を見据えた広域連携について、部内だけでなく大阪府と意見交換を行った。また、部内会議で広域化や災害時の広域連携の検討をしていく上で、池田市、豊中市、大阪府の現状や課題について、意見交換や情報の共有化ができ、職員の意識向上につながった。	○	
		★	長寿命化計画※（個別施設計画※）策定に伴う五月山体育館の更新の検討【公園みどり課】	設備更新・整備メニューの確定（9月） 五月山体育館ESCO※事業の本契約（10月） ESCO※事業の設備更新工事の実施（11月から令和4年2月） 試運転開始（3月）を実施する。	設備更新工事を完了し、令和4年度よりESCO※サービスを開始する。	○	省エネ化を図るとともに、設備更新が促進され、継続的な市民サービスが可能となることで、環境負荷の軽減につながる。
	☆	★	学校施設の長寿命化計画※（個別施設計画※）の策定と計画に基づく調査・検討【教育総務課】	計画の方針に基づき今後の学校施設における具体的な整備計画を検討する。	各学校施設の構造躯体の健全性及び躯体以外の劣化状況・今後の維持更新コストの把握など、施設情報を整理し、策定した長寿命化計画※の方針に基づき、具体的な整備スケジュールについて検討を行った。	○	
		★	新学校給食センターの開設に伴う既存学校給食センターの廃止【学校給食センター】	—	令和2年8月に新しい給食センターを開設し、取組を達成した。	—	令和4年度から令和5年度に旧学校給食センターの解体工事を行う。
		★	市立石橋保育所の廃止及び跡地活用の検討【子ども・若者政策課/幼児保育課】	保育所等の解体工事を実施する。 跡地での新保育施設運営に係る事業者公募要件の検討及び事業者の公募を行う。	保育所等の解体工事を実施し、完了した。また、事業者の公募を行い、事業者を選定した。	○	令和6年4月開園に向け、来年度以降、事業者による基本設計を行う。
プログラム⑤ 予算における企画立案（plan）→実施（do）→評価（check）→企画立案への反映（action）のサイクルを確立し、効率的な行政を行う							
			決算に係る事務事業評価※結果を使用した市長・副市長ヒアリングの実施による事業見直しの検討【行財政改革推進課】	隔年実施となっている市長・副市長ヒアリングの実施時期を調整し、事業見直しを実施する。	市長及び副市長の交代があったため、実施時期の調整がつかず実績なし。		今後も4年に一度市長選挙が行われる見込みであることから実施時期を見直し、令和4年度に実施し、以降隔年で行うこととする。
			決算に係る事務事業評価※の見直しの検討【行財政改革推進課】	新しい評価シートの改善点等を検討し、さらなる各課の負担軽減及び取りまとめ作業の効率化を図る。	昨年度実施後の改善点を反映させ、評価シート及び実施要領を改良した。またExcelの自動化処理により取りまとめ作業の効率化を図った。	○	

計画体系	重点	新規	取組内容【担当課】	令和3年度の実施目標	令和3年度の実績	達成状況	備考
プログラム⑥ 公営企業改革							
			水道料金と下水道使用料の見直しの検討【上下水道部経営企画課】	水道料金及び下水道使用料を見直すにあたり、適正なコストを把握するとともに、事業の効率化、経費の削減の検討を行う。	内部組織で構成された上下水道事業経営健全化検討会議を開催し、事業の効率化、経費の削減の検討を行った。	○	
	☆	★	低区配水池※の跡地活用の検討(再掲)【水道工務課】	耐震性貯水槽を使用した災害訓練を実施する。	令和3年10月15日の上下水道サポーター会議で耐震性貯水槽を使用した応急給水訓練を行った。訓練を行うことで市民サポーターへ耐震性貯水槽や給水車等、上下水道部の非常時の備えをPRすることができた。	○	
		★	浄水施設のダウンサイジングによる水需要の減少への対応の検討(再掲)【浄水課】	広域化の動向を確認し、施設の統廃合・更新を実施する。	府域一水道に向けたあり方協議会へ参画し、広域化の動向を注視した。また、給水区域の統廃合を実施した。さらに、水需要予測を作成し部内で情報共有した。	○	令和3年度末で更新期限を迎えた水利権について、現状の水量で申請中であり、今後の府域一水道を見据えつつ取水量に見合った施設の統廃合・更新を行う。
		★	下水処理施設の運用見直し【水質管理課】	【晴天日】次亜塩素酸ナトリウム注入率を削減し、大腸菌群の消毒状況に問題がないか確認する。 【雨天日】放流水の残留塩素濃度を確認し、雨天時運転に関する業務マニュアルの有効性を確認する。	次亜塩素酸ナトリウムの注入率を低減した状況で、晴天日及び雨天日において、常時放流水の残留塩素濃度を確保でき、大腸菌群の排水基準を満たした。放流水中の残留塩素濃度を低下させたことにより、放流先河川の環境負荷を減らすことができた。 〔12,000〕	○	効果額は過去の類似降雨量時と比較した次亜塩素酸ナトリウムの使用量削減によるもの。
		★	池田市下水処理場の原田処理場※への統合の検討(再掲)【下水処理場】	今後の広域化の進め方について検討する。	災害時を見据えた広域連携について、部内だけでなく大阪府と意見交換を行った。また、部内会議で広域化や災害時の広域連携の検討をしていく上で、池田市、豊中市、大阪府の現状や課題について、意見交換や情報の共有化ができ、職員の意識向上につながった。	○	
	☆	★	診療機能の向上による収支状況の改善【市立池田病院経営企画課】	救急搬送患者の積極的な受け入れや、かかりつけ医との一層の連携強化などによって患者数を増やすとともに、高度な検査・手術が必要な患者への処置件数を増やし、その結果として収益の増加を図る。	新型コロナウイルス感染症対応での病床確保や一時的な診療機能の制限などによって入院患者数は前年度を下回ったものの、外来患者数は回復傾向にある。また、診療単価は入院、外来ともに上昇し、各種補助金も活用できたため、病院事業収益は前年度よりも増加し、2年連続で当年度純利益を計上した。 〔501,369〕	○	効果額は新型コロナウイルス感染症対応に伴う空床補償補助金を除く。
(2) 歳入※の確保							
プログラム① 高額滞納者への徴収強化をはじめとして、滞納対策の強化を図り、徴収額の増加と徴収率の向上を図る。							
	☆	★	多様な納付方法の提供による納税者の利便性向上【納税課】	令和5年4月に実施予定となった地方税共通納税システムの対象税目拡大への対応検討及び近年導入した納付方法の検証を行う。	令和4年度中にシステムへの機能追加が必要であるため、情報収集及びベンダーとの調整を行った。また、近年導入したスマートフォンアプリ決済による納税について、利用実績の検証を継続的に行っており、令和3年度が前年度に対し件数で5.77倍、金額で5.46倍となり、利用者が増加している。	○	

計画体系	重点	新規	取組内容【担当課】	令和3年度の実施目標	令和3年度の実績	達成状況	備考
			現年徴収率※向上と納期内納付の定着【納税課】	現年度滞納者へ滞納の早期解消の手段として、督促状の発布時にショートメッセージ（SMS※）送信による納付勧奨を重ねて実施するなどし、現年徴収率※99.41%を目指す。	市・府民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税（種別割）の現年度滞納者へ2,410件のショートメッセージを送信した。SMS※送信に対する折り返し電話により、納税折衝に繋がっている。現年徴収率※は99.41%となり、目標どおり実施することができた。〔7,529〕	○	現年度滞納者への納付勧奨の有効な手段として、SMS※送信による納付勧奨を継続する。
			滞納管理システム※の更新による事務処理の効率化【納税課】	仕様の変更に伴う運用の調整及び動作検証を継続して行う。	国保・年金課と納付交渉にかかる情報を共有し、事務の効率化を図ることができた。	○	
			弁護士（任期付短時間勤務職員※）による滞納整理の推進【債権回収センター】	①市税及び国民健康保険料の高額・難件滞納事案について、納付折衝・滞納処分を行う。 ②市債権全般について所管課から相談を受け、助言・指導を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・強制徴収公債権については、市税及び国民健康保険料の高額・難件滞納事案に関し、法令に裏打ちされた納付折衝を行い、応答のない事案では滞納処分を執行した。 ・非強制徴収債権については、当課及び未収債権担当課の職員からの質問に適切に対応した。 ・その他、全庁的な未収債権の縮減に視点を置き、市債権全般の適正な管理・回収のため、法令解釈を踏まえた助言指導の実施や民法はじめ法律の要点を端的にまとめたメールマガジンの配信など新たな取組に着手した。〔効果額は「債権管理条例※に基づく市債権の適正管理」の効果額の内数〕 	○	全庁的に収入未済額が減少傾向にあることを踏まえ、個別事案の受任・徴収から、未収債権全般の管理・回収のための助言指導へと重点をシフトする。
			債権管理条例※に基づく市債権の適正管理【債権回収センター】	①収納対策推進本部会議・収納対策連絡会議の開催により、未収債権の圧縮について全庁的なコンセンサスを得る。 ②非強制徴収債権については裁判所を通じた債権回収を目指すとともに、消滅時効が完成した私債権を中心に、債権管理条例※に基づく債権放棄を行うことで不良債権を整理する。	<ul style="list-style-type: none"> ・収納対策推進本部会議・収納対策連絡会議を開催し、全庁レベルで未収債権の圧縮についてコンセンサスが得られた。 ・未収金の縮減のため必要な取組を債権所管各課と協議し、福祉貸付資金償還金の当課による一斉電話催告、保育所保育料・延長保育料の文書・電話催告等を実施した。 ・強制徴収公債権については、債権所管各課からの引継を受けて滞納整理を行うとともに、債権所管各課による滞納処分の実施を支援した。また、市税滞納者について不動産公売を執行し、見積価額を大幅に上回る金額で売却した。〔199,198〕 	○	
プログラム② 庁内の関係部署間で連携を図るほか、国や府の関係機関とも連携を図り、徴収にかかるノウハウの向上に努める。							
			徴収ノウハウの向上のための税務署、府税事務所等との徴収業務の連携【納税課】	債権回収センターとの協議、事案に応じ庁内、税務署及び府税事務所等との連携を図る。	債権回収センターとのすみ分けを含めた連携の確認を目的とした協議を9月に実施した。府税事務所から依頼を受けた自動車税納期について、ポスターを掲示し周知に協力した。	○	

計画体系	重点	新規	取組内容【担当課】	令和3年度の実施目標	令和3年度の実績	達成状況	備考
		★	徴収技術向上のための大阪府域地方税徴収機構※への参加、職員派遣【債権回収センター】	徴収機構との併任職員が習得した折衝と新たな滞納整理の手法を市債権の徴収に取り入れ、徴収技術と徴収率の向上を図る。	職員1名を大阪府及び徴収機構北支部参加市町職員に併任の上、徴収機構に派遣した。 6月に引継予告を発送（92件）したものの早期完納に至らなかった事案80件、及び令和2年度からの継続事案4件について徴収機構に引継を実施した。徴収機構の管理・指導の下、市税及び市税に名寄せされる国民健康保険料の高額滞納事案及び膠着事案の滞納整理を大幅に進捗させた。また、徴収機構及び機構参加自治体が有する手法の本市への還元により、徴収体制の更なる整備がなされた。〔効果額は「債権管理条例※に基づく市債権の適正管理」の効果額の内数〕	○	
			債権管理条例※に基づく市債権の適正管理（再掲）【債権回収センター】	①収納対策推進本部会議・収納対策連絡会議の開催により、未収債権の圧縮について全庁的なコンセンサスを得る。 ②非強制徴収債権については裁判所を通じた債権回収を目指すとともに、消滅時効が完成した私債権を中心に、債権管理条例※に基づく債権放棄を行うことで不良債権を整理する。	<ul style="list-style-type: none"> ・収納対策推進本部会議・収納対策連絡会議を開催し、全庁レベルで未収債権の圧縮についてコンセンサスが得られた。 ・未収金の縮減のため必要な取組を債権所管各課と協議し、福祉貸付資金償還金の当課による一斉電話催告、保育所保育料・延長保育料の文書・電話催告等を実施した。 ・強制徴収公債権については、債権所管各課からの引継を受けて滞納整理を行うとともに、債権所管各課による滞納処分の実施を支援した。また、市税滞納者について不動産公売を執行し、見積価額を大幅に上回る金額で売却した。〔199,198〕 	○	
プログラム③ 使用料・手数料などを支払う行政サービスは、基本的にその便益が利用者本人に直接もたらされることから、理解してもらえるようなPRに努めるとともに、応益負担の原則に基づいて適正な価格になるよう、不断の見直しを行う。							
		★	消費税増税への対応を含む各使用料・手数料について見直しの検討【行財政改革推進課】	使用料・手数料の見直し及び指針の策定のための情報収集を行う。	他の自治体における使用料・手数料の見直し指針について情報収集を行った。	○	
			水道料金及び下水道使用料の見直しの検討（再掲）【上下水道部経営企画課】	水道料金及び下水道使用料を見直すにあたり、適正なコストを把握するとともに、事業の効率化、経費の削減の検討を行う。	内部組織で構成された上下水道事業経営健全化検討会議を開催し、事業の効率化、経費の削減の検討を行った。	○	
プログラム④ ふるさと納税制度のPRに努めるとともに、新たな歳入※の確保を図る。							
			新たな税外収入確保スキームの検討【行財政改革推進課】	新たな歳入※確保の手法を模索し、導入の可否について検討する。	他の自治体における歳入※確保策について情報収集を行った。	○	
			市有財産の活用と未利用土地等の売却【総務課】	活用または売却可能な物件が出れば、随時処理していく。	現在のところ、活用や売却が可能な物件がないため実績なし。		
			法定外公共物※（里道・水路など）の払下申請に基づく売却【総務課】	売却可能な物件が出れば随時処理していく。	廃道敷等を3件売却した。〔1,028〕	○	

計画体系	重点	新規	取組内容【担当課】	令和3年度の実施目標	令和3年度の実績	達成状況	備考
		★	ふるさと納税制度の活用によるみんなで作るまちの寄付の募集【商工労働課】	寄附金収入の増額につなげるため、ふるさと納税ポータルサイトの拡充や、クラウドファンディング型ふるさと納税の募集を実施する。	「新型コロナウイルス感染症対策 生理の貧困※等女性問題 対策プロジェクト」のための寄附を、クラウドファンディング型ふるさと納税として受付し、49件863,000円の寄附を集めた。また、新たにふるさと納税ポータルサイト「ふるなび」を導入し、563件10,120,000円の寄附を集めた。【10,983】	○	「新型コロナウイルス感染症対策 生理の貧困※等女性問題 対策プロジェクト」にて寄せられた寄付金は、女性相談に関する事業の拡充や、女性に対する生理用品等の配布に活用する予定。今後も、ふるさと納税の受付を行うポータルサイトの魅力向上に取り組みのほか、魅力ある返礼品の発掘・開発をし、さらなる寄附額の増額をめざす。
	☆	★	診療機能の向上による収支状況の改善(再掲)【市立池田病院経営企画課】	救急搬送患者の積極的な受け入れや、かかりつけ医との一層の連携強化などによって患者数を増やすとともに、高度な検査・手術が必要な患者への処置件数を増やし、その結果として収益の増加を図る。	新型コロナウイルス感染症対応での病床確保や一時的な診療機能の制限などによって入院患者数は前年度を下回ったものの、外来患者数は回復傾向にある。また、診療単価は入院、外来ともに上昇し、各種補助金も活用できたため、病院事業収益は前年度よりも増加し、2年連続で当年度純利益を計上した。【501,369】	○	効果額は新型コロナウイルス感染症対応に伴う空床補償補助金を除く。
		★	自動販売機の市有施設への設置による行政財産の目的外使用の検討【各部署】	行政財産の目的外使用の許可及び使用料の徴収を行う。	申請に応じた目的外使用許可を行い、使用料を徴収した。【1,016】	○	
項目(3) 活力ある組織づくりと適正な人事管理							
プログラム① 市民視点での行政サービスが可能な組織編制と行政需要に即応した組織づくり(職員の数と配置の適正化)を行う。							
		★	多様な任用形態の効果的な活用による業務の効率化と行政サービスの向上【人事課】	突発的業務等への対応として任期付短時間勤務職員※や会計年度任用職員※を活用する。	市民税課税業務、衆議院議員選挙、新型コロナワクチン接種事業等の特定の期間に業務が集中する所属において会計年度任用職員※や任期付短時間勤務職員※を採用した。	○	
			市民ニーズや行政課題に応じた組織編制の実施【行財政改革推進課】	現行体制における各部署の課題の抽出と、その解決のために有効な組織編制を検討する。	現行体制における各部署の課題を抽出し、組織編成に向けて検討を行った。	○	令和4年度に策定される第7次総合計画※の体系に即した組織・事務分掌の見直しを行う必要がある。
プログラム② 研修制度の充実を図り、本市を担うにふさわしい人材の育成を行う。							
			研修の実施と自学・自習の啓発による職員の資質向上【人事課】	各種研修及び派遣研修を継続して実施する。随時オンライン対応を行う。人事制度と研修制度の連携を検討する。	階層別研修を計21回、幅広い分野を取り上げた、いけだウォンバット塾を計2回、その他交通安全講習会、人権講演会等の専門研修を計5回開催し、各研修機関(JAMP,JIAM,マッセOSAKA他)に延43名派遣(オンライン受講含む)した。今後の職員構成等を見据えた研修を実施し、次年度以降につながる内容であった。また、オンライン研修の普及により、研修の実施形態や受講方法の選択肢が増え、職員の受講機会の拡大につながった。	○	

計画体系	重点	新規	取組内容【担当課】	令和3年度の実施目標	令和3年度の実績	達成状況	備考
プログラム③ 人事評価システムについては、制度の質を高めるとともに職員研修や給与制度との連携を図る。							
			人事評価制度の充実と人事管理への活用【人事課】	上期の評価結果を12月勤労手当等に反映する。 下期の評価確定に向けて制度を運用する。	人事評価を継続して実施し、評価結果を勤労手当等に反映した。人事評価制度について各部で説明を行うとともに制度に関する意見聴取を行い、次年度の実施要領に反映させるなど、制度の理解・納得度の向上を図った。引き続き人事評価制度研究会を開催し、今後の検討事項について意見交換・協議した。	○	
施策3 広域行政の推進							
項目(1) 他市町との連携の強化							
プログラム① 大阪府市長会、北摂市長会※や豊能地区市長・町長連絡会議※などを通じて、共通課題の調査・検討を進める。							
			北摂市長会※における共通課題の調査・検討【SDGs政策企画課】	北摂7市で連携し、大阪府施策に対する要望や運営に関わる項目について議論していく。	8月に総会を行い、令和4年度大阪府施策に対する要望を確定した。	○	
			豊能地区市長・町長連絡会議※における共通課題の調査・検討【SDGs政策企画課】	豊能地区3市2町の共通課題について、調査・検討を進める。	事務担当者会を2回行った。また、11月の総会では、令和3年度の調査研究事業として、令和2年度に引き続き、行政におけるデジタル化についての調査研究を行うことを決定した。	○	
プログラム② 府からの移譲事務や既実施事務について、広域処理により効率化が図れるものについては、広域処理を行う。							
			2市2町（池田市、箕面市、豊能町、能勢町）における広域連携による効率的な事務処理【SDGs政策企画課】	共同処理を行うとともに、2市2町広域連携研究会を開催し、共同処理事務に係る情報共有や調整、懸念事項について検討する。	8月に2市2町広域連携研究会を開催し、物品の共同調達研究会の設置について検討を行った。また、共同処理事務の懸念事項等について、2市2町で意見交換をし、事務の整理を行った。地方分権が進み基礎自治体の役割が大きくなる中において、効率的な行財政運営が実施できた。	○	物品の共同調達研究会の設置に向けた検討を進める。
			3市2町（豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町）で構成する豊能地区広域観光推進協議会※による事業の実施【空港・観光課】	—	協議の結果、本協議会を解散し、4月から下記の「2市2町（豊中市、池田市、豊能町、能勢町）で構成する豊能地区観光連携連絡会※」へ移行することとなった。	—	
		★	2市2町（豊中市、池田市、豊能町、能勢町）で構成する豊能地区観光連携連絡会※による事業の実施【空港・観光課】	豊能広域（2市2町）間で各自自治体で取り組んでいる観光施策の情報共有を行う。	豊能広域（2市2町）間で各自自治体で取り組んでいる観光施策の情報共有を画面にて行った。	○	イベントや連携PR等について、新型コロナウイルス感染症の状況を勘案しつつ、実施の可能性について検討する。

計画体系	重点	新規	取組内容【担当課】	令和3年度の実施目標	令和3年度の実績	達成状況	備考
		☆	豊中市との消防指令業務共同運用の継続と他市町との更なる連携の検討【消防本部総務課】	豊中市とは年1回消防指令業務共同運用連絡会議を実施し、現状の報告と課題等を検討する。近隣市との指令業務における共同運用については、令和3年2月に設置した「豊中市・吹田市・池田市・箕面市・摂津市消防通信指令事務協議会」にて、令和6年度の消防指令センター運用開始に向け、各種検討課題について協議を進めていく。	<ul style="list-style-type: none"> 豊中市とは11月に消防指令業務共同運用連絡会議を実施し、現状の報告と課題等を検討した。 令和3年2月設置された「豊中市・吹田市・池田市・箕面市・摂津市消防通信指令事務協議会」に基づき、協議会、幹事会、システム整備委員会を設置し、令和6年度の消防指令センター運用開始に向け、各種検討課題について協議を進めた。 	○	令和6年度の導入に向け検討中である、119番通報者が災害現場の状況を動画で送信することが可能となるシステム「Live119」を豊中市・池田市消防指令センターにおいて令和4年4月より先行して導入し、運用開始することで、指令業務及び災害現場活動の強化を図る。

項目（2） 国や府との協力関係の強化

プログラム① 国や府の広域行政支援施策の活用を進める。

		★	徴収技術向上のための大阪府域地方税徴収機構※への参加、職員派遣（再掲）【債権回収センター】	徴収機構との併任職員が習得した折衝と新たな滞納整理の手法を市債権の徴収に取り入れ、徴収技術と徴収率の向上を図る。	職員1名を大阪府及び徴収機構北支部参加市町職員に併任の上、徴収機構に派遣した。6月に引継予告を発付（92件）したものの早期完納に至らなかった事案80件、及び令和2年度からの継続事案4件について徴収機構に引継を実施した。徴収機構の管理・指導の下、市税及び市税に名寄せされる国民健康保険料の高額滞納事案及び膠着事案の滞納整理を大幅に進捗させた。また、徴収機構及び機構参加自治体が有する手法の本市への還元により、徴収体制の更なる整備がなされた。〔効果額は「債権管理条例※」に基づく市債権の適正管理〕の効果額の内数〕	○	
--	--	---	---	--	--	---	--

プログラム② 各行政分野における国・府・市の役割分担を再検討し、ふさわしい役割を分担する。

			「大阪発“地方分権改革”ビジョン※改訂版」などの動向を注視し、府からの分権、府への集権の検討【SDGs政策企画課】	引き続き、権限移譲※事務を処理するとともに、未移譲事務の取り扱いや懸案事項等について、随時対応する。	権限移譲※事務を処理するとともに、権限移譲※事務の申出期間に、未移譲事務の取り扱いについて検討した。	○	
		★	池田保健所の移転とそれに伴う施設配置の検討【各部署】	—	池田保健所の移転が見直しとなったため、令和元年度で保健福祉総合センター改修事業を廃止した。	—	
		★	都市計画法施行条例※の制定による事務処理の効率化【審査指導課】	—	令和元年5月より改正条例を施行開始し、事務処理の効率化を図っている。	—	

施策4 情報通信技術の活用

項目（1） 情報システムの機能強化

プログラム① 電子申請、電子入札など、ネットワークを介した行政サービスの充実に努める。

			スポーツ施設予約案内システムの運用【ICT戦略課】	スポーツ施設予約案内システムの安定稼働に努める。また、令和3年度のオーバシステム※更新に先立ち、情報収集を行う。	安定した稼働および効率的な運用を行うよう努めた。また、オーバシステム※の回線の更新を行った。	○	
--	--	--	---------------------------	--	--	---	--

計画体系	重点	新規	取組内容【担当課】	令和3年度の実施目標	令和3年度の実績	達成状況	備考
			ホームページからの電子申請サービスの充実【ICT戦略課】	大阪府内の電子申請導入状況を注視するとともに、本市の現行の手続きの状況に鑑み、各種手続きの電子化の可否を検討する。また、令和4年度に実施する予定の手続きのオンライン化について情報収集を行う。	大阪府内の電子申請導入状況を注視するとともに、既に電子化されている手続きの利便性向上について検討した。また、令和4年度に実施する予定の手続きオンライン化に向けて情報収集を行った。	○	
		★	問合せ自動応答システム（AI※チャットボット※）の導入【幼児保育課】	必要な情報の精査、発信を行い、適切な運用を目指す。また、利用数増加のため周知を行う。	運営事業者と連携しながらチャットボット※システムを運用している。HP、ガイド、チラシ等で周知し、令和3年10月～令和4年3月における利用者が前年同時期比33%増加した。	○	問い合わせデータの解析により、必要とされる情報を的確に発信できるよう改善を重ねていくとともに、市ホームページ等を活用し、利用数増加をめざす。
プログラム② 統合型GIS※の多機能化に努める。							
			統合型GIS※を活用した市政情報の発信の検討【ICT戦略課】	基盤図の更新や地番図の整備を行い、災害時に有効利用できるシステムとして利用業務の拡大をめざす。統合型GIS※の多機能化のため、システムとして活用できる業務の洗い出しを実施する。	統合型GIS※の多機能化のため、システムとして活用できる業務の洗い出しを行った。また、公開型GIS※に関する情報収集を行った。	○	
プログラム③ 窓口業務にかかるサポート機能について、システム面を充実させるとともに、内部情報の共有化により、市民サービスの高度化を図る。							
		★	AI※技術などの新たな技術の導入による事務処理の効率化とサービスの向上（再掲）【ICT戦略課】	RPA※やAI※を活用できる業務の洗い出し及び各種サービスの研究を実施する。	公共施設予約・施錠システムやWeb会議システム、テレワーク端末の安定した稼働及び効率的な運用を行うよう努めた。また、ペーパーレスシステムの導入を行い、用紙及び印刷に掛かる費用や労力の削減を図った。具体的効果として、議案書、予算書など議会で使用する資料5割の削減を実現した。（導入前 約200冊→導入後 約100冊）	○	書類を紙で受領している業務について、入力業務に時間を要しているため、書類をAI-OCR※で電子化し、システムへの入力についてはRPA※の活用を検討している。事務処理の効率化及びサービスの向上のため、チャットツールの導入など、引き続き検討を行う。
			母子健康管理システム※の導入による事務処理の効率化及びサービスの向上【健康増進課】	母子健康管理システム※に、母子保健事業の実施結果をデータ入力する。	毎月の母子保健事業（4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、2歳6か月児歯科健康診査、3歳6か月児健康診査等）の健診結果等の入力を行った。入力データの抽出により、国・府への調査報告を短時間で行うことができた。また、未受診者への受診勧奨を実施できた。	○	国において、生涯にわたる健康データの電子記録化により、マイナンバーを活用して本人等が把握・活用できるような仕組みの整備を進めており、実施計画に基づいて適宜システム改修等の対応を行う。
	☆	★	AI※技術を活用した保育所入所選考に係る事務処理の効率化（再掲）【幼児保育課】	選考所要時間の短縮により人件費相当額の75%を削減する。令和4年4月入所分の選考結果通知を元年度分より1か月早期化する。	令和3年度4月入所選考の結果通知が、例年より3週間早期化することができ、令和3年度5月以降の各月入所選考においても活用した。入所選考における結果のシステムへの反映がなくなり、その時間の人件費が削減できた。	○	新型コロナウイルス感染症の影響により、例年より時間を要したため、令和3年度と同様に、例年より3週間の早期化にとどまったが、選考所要時間の短縮により、市民への案内等、他サービスを手厚く実施した。

計画体系	重点	新規	取組内容【担当課】	令和3年度の実施目標	令和3年度の実績	達成状況	備考
		★	問合せ自動応答システム（AI※チャットボット※）の導入（再掲）【幼児保育課】	必要な情報の精査、発信を行い、適切な運用を目指す。また、利用数増加のため周知を行う。	運営事業者と連携しながらチャットボット※システムを運用している。HP、ガイド、チラシ等で周知し、令和3年10月～令和4年3月における利用者が前年同時期比33%増加した。	○	問い合わせデータの解析により、必要とされる情報を的確に発信できるよう改善を重ねていくとともに、市ホームページ等を活用し、利用数増加をめざす。
プログラム④ 住民基本台帳などにかかる基幹系システム※、市組織内を網羅する内部情報系システム※の双方について、均衡の取れたアウトソーシングに基づき効率的な運用を行う。							
			各システムの効率的な運用と次期住民情報システム※の検討、選定、構築【ICT戦略課】	基幹系、庁内系の両システムの安定稼働に努める。庁内系システムについてはサーバ等を庁外に設置しての運用の可否を検討する等、引き続き各業務のシステム化、アウトソーシングについて検討し、事務の効率化を図っていく。	基幹系、庁内系の両システムの安定稼働に努めた。また、庁内系システムについては、庁内ネットワーク機器等の更新を行った。〔20,860〕	○	効果額は平成30年度に実施した基幹系システム※の更新に伴う委託料の削減によるもの。
項目（2） 行政情報の活用的高度化							
プログラム① 市ホームページ等その他の情報発信ツールを有効に活用する。							
	☆		SNS※の更なる活用による広報活動の推進（再掲）【広報シティプロモーション課】	SNS※を積極的に活用し効果的な広報を行う。また、更新頻度を高める。	新型コロナウイルス関連情報やその他市政情報をLINE、Facebook、Twitter、Instagramなどで配信した。	○	配信頻度を高め、また、市の魅力が高まるコンテンツや利用者が知りたい情報について精査し、より利用者の興味が高まる効率的な配信方法を検討する。
			ホームページにおける市政やまちの話題の情報発信（再掲）【広報シティプロモーション課】	利用者にとってより見やすく・探しやすく・わかりやすいホームページのため、継続的な改善に努める。	毎月の保守点検を活用し、改善点を抽出、修正を行った。	○	
	☆	★	Facebookページの活用による観光・イベント情報の発信（再掲）【空港・観光課】	池田市に関する情報を積極的にPRするとともに、フォロワー数を増加させる。	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、観光客の誘致を促す内容の投稿ができない中、市内観光施設の開館状況やオンラインで観光気分が味わえる観光PR動画を中心に投稿した。年度を通してコンスタントに投稿し、情報発信に努めたものの、フォロワーは昨年度末時点の5,722人から20人減少し、5,702人となった。	○	
			消防Facebookページによる情報発信（再掲）【消防本部予防課】	消防に関する情報を、50回以上発信する。	消防に関する情報を57件発信し、リアルタイムで消防に関する情報発信ができた。消防の多種多様な取組や情報を発信することで消防を身近に感じてもらった。	○	
	☆		「ふくまる教志塾※」Facebookページによる情報発信（再掲）【教育政策課】	フォロワー70人をめざす。「ふくまる教志塾※」の告知及び「ふくまる教志塾ゆめたまごセミナー」の開催告知を年10回程度行う。	「ふくまる教志塾※」の告知及び「ふくまる教志塾ゆめたまごセミナー」の開催告知を年11回行った。フォロワー数については、ふくまる教志塾の現塾生、卒業生、教育関係者が新規フォロワーとなり、目標としていた70人を超え74人となった。	○	塾生だけでなく多くのフォロワーにふくまる教志塾※の取組みを発信でき、新型コロナウイルス感染症拡大の中、問い合わせや多くの申し込みがあった。
			ウェブサイトなど各種ツールを活用した子育て支援施策の効果的な情報発信（再掲）【子ども・若者政策課】	恒常的にウェブサイト及びSNS※で子育てに関する情報発信を行う。	ウェブサイト及びSNS※により子育て情報やイベントの案内等を随時発信した。恒常的な情報発信や特集記事の掲載により、利用者に効果的な情報発信が行えた。さらに、ウェブサイトのリニューアルし、子育て世帯にとってより使いやすく親しみやすいウェブサイトの構築を行った。また、インスタグラムを新たに活用するとともに、SNS※の活用頻度を増やすことでウェブサイトの利便性を向上させた。	○	

計画体系	重点	新規	取組内容【担当課】	令和3年度の実施目標	令和3年度の取組実績	達成状況	備考
			「いけだつながりシートlkeda_s※」の電子版である「e-lkeda_s※」の普及活動の実施による利便性の向上（再掲） 【発達支援課】	市民の登録及び活用の向上を図る。	e-lkeda_s※の活用促進について、ソフトバンクとの協議を重ねた。また、昨年度に引き続き、lkeda_s※にe-lkeda_s※のQRコードを印刷したシールを貼り、市民へ配布することで、周知に努めた。また、今年度からは池田市発達支援マップへの案内掲載やQRコードの添付、いちご応援団のパンフレットへの案内掲載、講演会での案内を行い周知に努めた。 令和3年度末時点の登録者数は、累計1,245名で、令和3年度中は107名の新規登録者数があり、一定の増加が得られたものの、活用促進のための仕組みの構築まで至らなかった。		利用状況の低迷によるソフトバンクの提案から、現在の利用者に不利益が生じないように年度内終了に向けて、ソフトバンクとの協議を重ねていく。
項目（3） 情報セキュリティ対策の高度化							
プログラム① 本市が保有するすべての情報システムにかかわる運用基準を整備する。							
			情報システム運用基準の整備 【ICT戦略課】	社会保障・税番号制度の運用や他官公庁におけるセキュリティインシデント※等の社会情勢に鑑み、池田市セキュリティポリシー※の周知を行い運用体制の整備を行う。	池田市情報セキュリティポリシー※をより周知するため、セキュリティに関する注意事項の周知を行った。また、テレワーク端末を利用するにあたり、セキュリティ上のリスクを回避するよう、運用体制の整備を行っている。	○	
プログラム② 情報セキュリティ監査※やセキュリティ研修を持続的に実施する。							
			住民基本台帳ネットワークや公的個人認証※に係る内部監査の実施 【ICT戦略課】	監査・自己点検を徹底し、セキュリティの確保に努める。また、セキュリティマニュアルの作成・周知を行うことで、職員の意識向上を狙い、本市のネットワークセキュリティをより強固なものにする。	公的個人認証※サービスに係る内部監査を実施した。また、新規採用職員にはセキュリティ研修を実施した。職員のセキュリティに対する意識を向上することで、本市のネットワークセキュリティの強化に繋がった。	○	

4 池田市行財政改革推進委員会による審議結果：「意見書」の作成と提出

本市の行財政改革について調査審議するための附属機関である池田市行財政改革推進委員会（学識経験者や公募市民等で構成）に対し、令和3年度におけるプランⅢの取組状況に関する意見依頼を行った。

〔意見依頼書〕

<p>池田市行財政改革推進委員会 会長 中川 幾郎 様</p> <p style="text-align: center;">令和3年度における池田市行財政改革推進プランⅢの取組状況に関する意見依頼書</p> <p>本市の行財政改革の推進に当たり、令和3年度における池田市行財政改革推進プランⅢの取組状況に関する ことについて貴委員会の意見を求めます。</p>	<p>池 行 革 発 第 2 号 令 和 4 年 9 月 8 日</p> <p>池田市長 瀧澤 智子</p>
--	--

これに対し、池田市行財政改革推進委員会が令和4年9月8日、同年9月27日の計2回の審議を経て作成・提出された「意見書」は次のとおりである。

〔意見書〕

<p>池田市長 瀧澤 智子 様</p> <p style="text-align: center;">令和3年度における池田市行財政改革推進プランⅢの取組状況に関する意見書</p> <p>令和4年9月8日付け池行革発第2号により本委員会に意見を求められた「令和3年度における池田市行財政改革推進プランⅢの取組状況に関すること」その他について、下記のとおり意見を提出いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	<p>令和4年9月27日</p> <p>池田市行財政改革推進委員会 会長 中川 幾郎</p>
---	--

参考資料 1

効果額の測定方法について

効果額の測定方法について

プランⅢにおける効果額は、以下の原則に基づき、測定を行うものとします。

効果額は、取組実施前の年度の決算額を基準として、毎年度決算額との対比により測定します。

(1) 歳出*削減について

① 事業を縮小した場合

効果額 = 「縮小前の実施経費」と「縮小後の実施経費」との差額

例. 令和 2(2020)年度令和 3(2021)年度に、事業を段階的に縮小した場合

縮小前	縮小後①	縮小後②	縮小後③
実施経費 1,500万円 (*)うち 人件費 1,200万円	効果額① 500万円	効果額① 500万円	効果額① 500万円
	実施経費 1,000万円 (*)うち 人件費 900万円	効果額② 200万円	効果額② 200万円
	実施経費 (*)うち 人件費 600万円	実施経費 (*)うち 人件費 600万円	実施経費 (*)うち 人件費 600万円
R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)

② 事業を委託した場合

効果額 = 「委託前の実施経費」と「委託後の実施経費」との差額

例. 令和 2(2020)年度から事業の全てを委託した場合

委託前	委託後	委託後	委託後
実施経費 1,500万円 (*)うち 人件費 1,200万円	効果額 700万円	効果額 700万円	効果額 700万円
	委託料 800万円	委託料 800万円	委託料 800万円
R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)

③ 施設や事業を廃止した場合

効果額 = 廃止前の施設の管理経費や事業の実施経費

例. 令和元(2019)年度末で施設廃止し、翌年度以降管理経費ゼロの場合

廃止前	廃止後	廃止後	廃止後
管理経費 1,500万円 (*)うち 人件費 1,200万円	効果額 1,500万円	効果額 1,500万円	効果額 1,500万円
R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)

(*) 人件費については、実際にかかった人件費ではなく、正規職員、再任用職員*、非常勤職員などの各区分について、各年度の人件費の平均単価を用いて算出します。

(2) 歳入^{*}確保について

① 使用料や手数料を見直した場合

ア 効果額 = 見直し額に、実際の件数を掛けた額

または

イ 効果額 = 「見直し後の歳入^{*}額」と「見直し前の歳入^{*}額」との差額（*）

（*）料金体系などが複数の区分に分かれており、見直し内容が複雑な場合は、各年度の歳入^{*}額を比較し、その差額を効果額として算出します。

アの場合の例

平成 31(2019)年 4月 1 日に証明書発行手数料を 200 円から 300 円へ増額（100 円）し、証明書を令和元(2019)年度に 500 枚発行した場合

【効果額】

令和元(2019)年度：1 通あたりの効果額 100 円×発行枚数 500 枚
=50,000 円

② 新たな歳入^{*}確保策を実施した場合（例、広告料収入など）

効果額 = 収入額

例、令和元(2019)年度から市発行のパンフレットへの広告掲載を新たに開始し、令和元(2019)年度に 100 万円、令和 2(2020)年度に 150 万円の広告料収入があった場合

【効果額】

令和元(2019)年度：100 万円 令和 2(2020)年度：150 万円

③ 市有資産を売却した場合（未利用土地や保有株式の売却など）

効果額 = 売却額

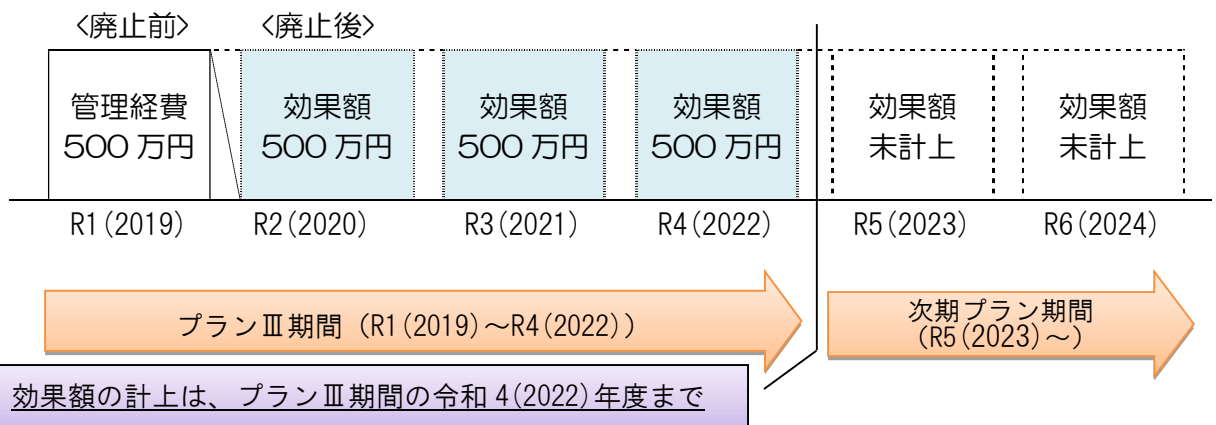
例、令和元(2019)年度に市保有で未利用の土地を 3,000 万円で売却した場合

【効果額】

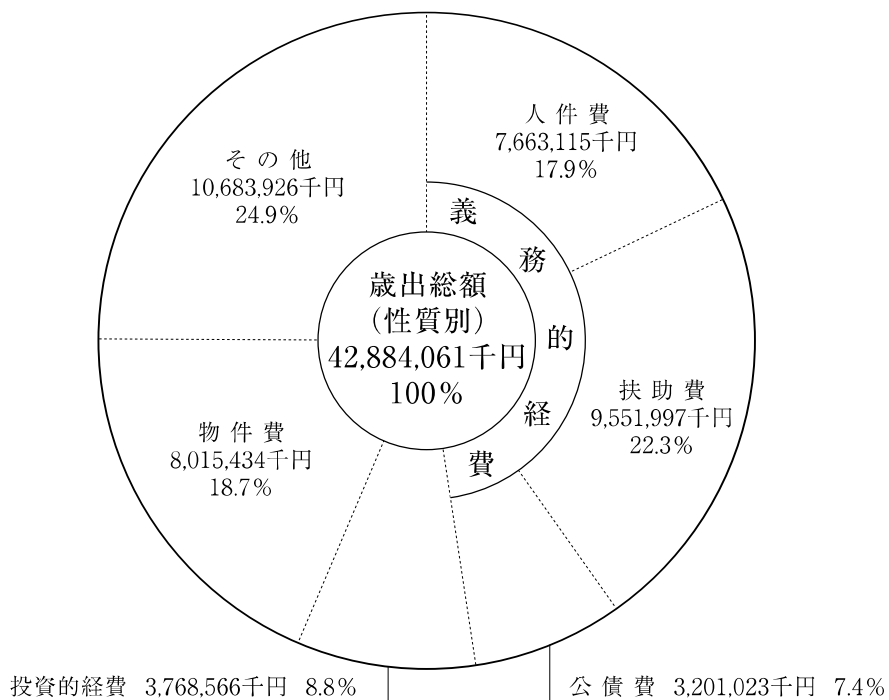
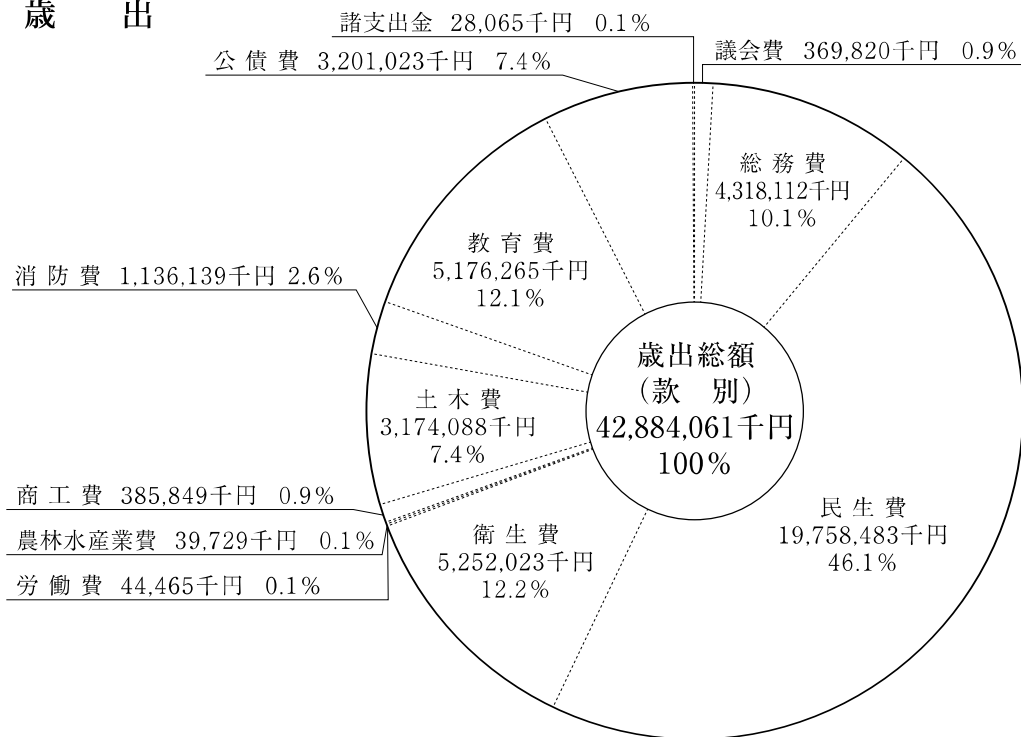
令和元(2019)年度：3,000 万円

プランの期間中における新規取組については、当該期間中に限り、効果額を計上し、次のプランの期間にまたがって計上しません。

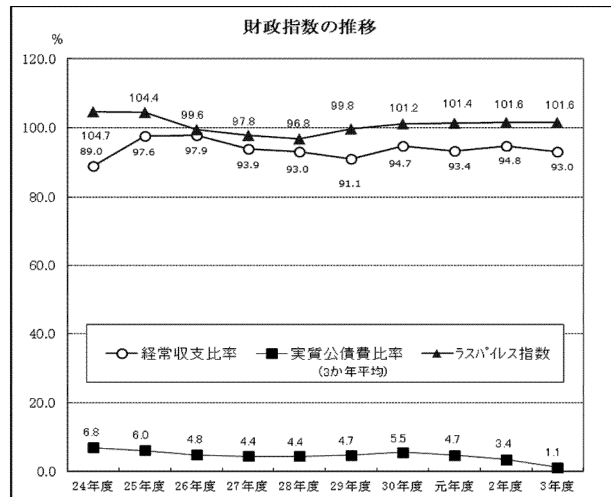
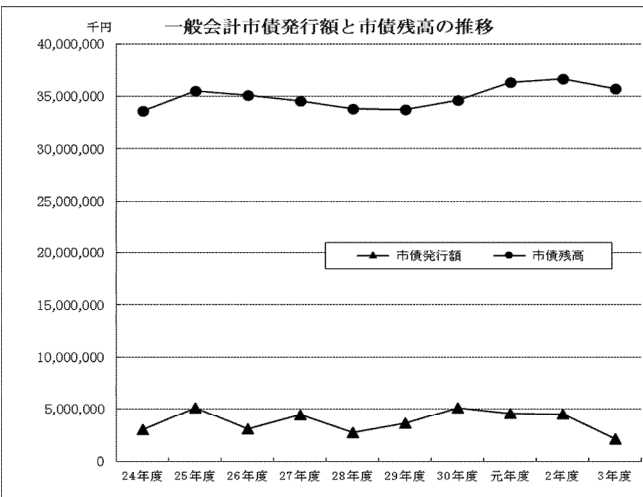
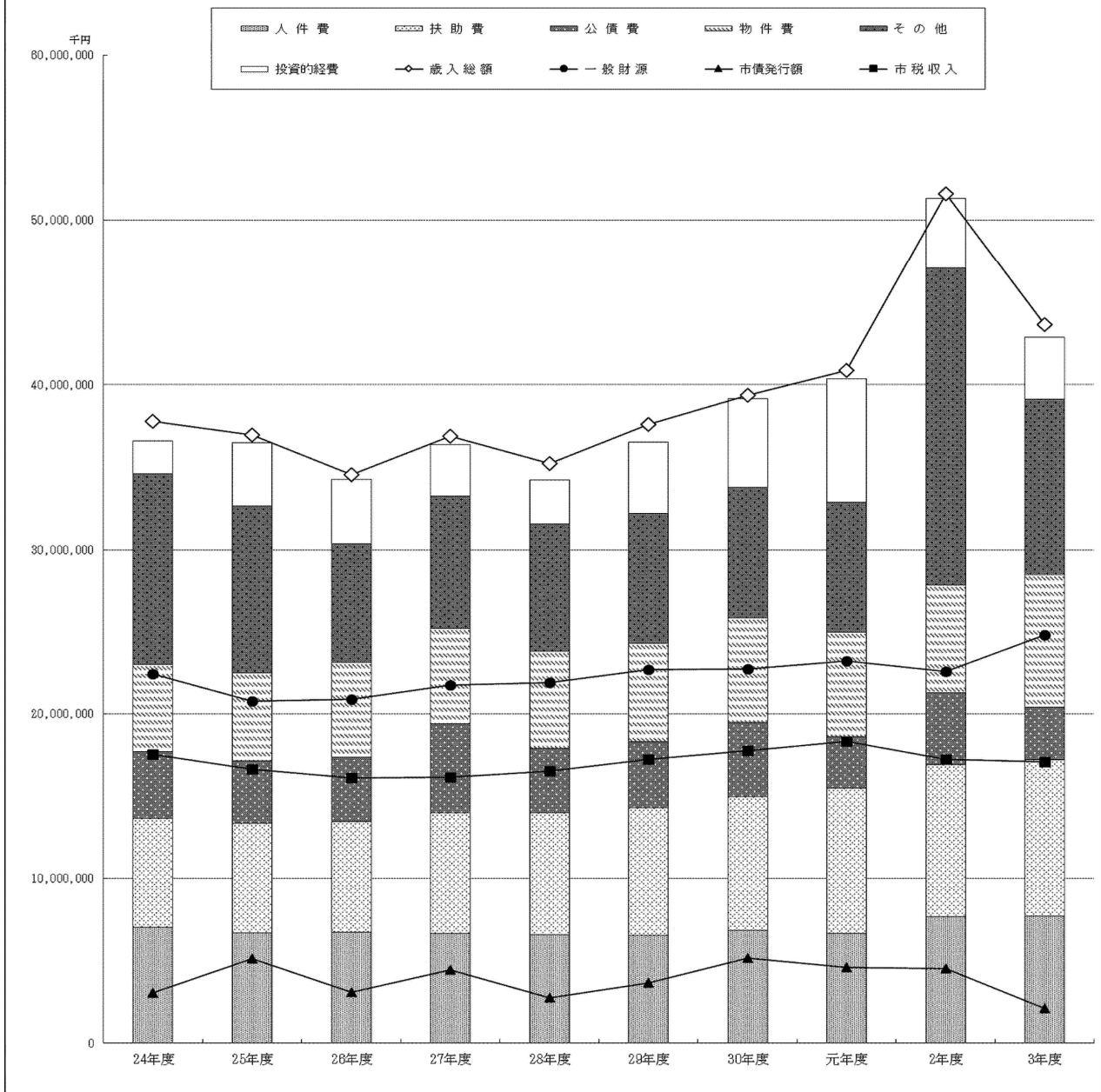
例、令和元(2019)年度末に施設を廃止した場合



歳出



一般会計性質別決算推移グラフ



※令和3年度の数値は速報値

【資料】用語解説

用語	解説	記載ページ
あ行		
池田くらしの情報	「広報いけだ」に掲載の記事から外国人市民向けに抜粋し、多言語に翻訳した冊子の中で、2か月に1度発行しています。 英語、中国語、韓国・朝鮮語、インドネシア語、やさしい日本語の5言語で作成しています。	10
一般会計	市税や地方交付税などを主な財源として、社会福祉や道路や公園の整備など基本的な市政運営を経理するための基幹となる会計のことです。 対して、特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般会計と区別して経理する必要がある場合に設置されるのが「特別会計」です。	2、4
大阪発“地方分権改革”ビジョン	大阪府内の市町村に対する権限移譲、府補助金の交付金化などの「分権」と関西広域連合の早期実現や関西各府県と国からの事業集約などの「集権」による関西州の実現に向け、めざすべき将来像とその実現のために取り組む方向を示すために大阪府が平成21年に定めた（平成29年3月改訂）改革方針のことです。	21
大阪府域地方税徴収機構	個人住民税をはじめとした地方税の滞納整理の推進と税務職員の徴収技術の向上を図るため、大阪府が平成27年4月から設置している府と府内市町村により構成される組織のことです。	18、21
オーパスシステム	オーパス（OPAS）とは大阪府内で運用しているOsaka Public Access Serviceのことで、利用者登録をすることにより、窓口に出向かずインターネットなどを利用して、スポーツ施設の予約をすることができるシステムのことで、	21
公の施設	地方公共団体が設置する施設のうち、住民などによる利用により福祉（幸福度）が増進するよう設置するものをいいます。	13
か行		
会計年度任用職員	令和2年4月1日から導入された一般職の非常勤職員で、1会計年度を超えない範囲内で任用され、本市において原則パートタイムで任用される職員のことです。	19
観光大使	本市にゆかりがあり、本市の魅力や情報を広くPRしていただける方を観光大使として任命しています。 本市では現在、ひよこちゃん（日清食品株式会社が販売する即席めん「チキンラーメン」のキャラクター）、北川博敏氏（元プロ野球選手）などに就任いただいています。	9
基幹系システム	住民情報システム全般のことです。	23
共同利用施設	大阪国際空港の騒音被害に遭う地域住民に対する補償の一環で、国や大阪府の補助のもと、地域住民の集いや学習などの場として設置した施設のことです。	14
暮らしの便利帳	本市と株式会社サイネックスが協働事業として作成し、本市の行政サービスや各種手続き、防災情報、医療機関情報や観光情報などを地図と合わせて記載した冊子のことです。 平成21年4月に初版を発行し、その後、改定版を平成24年3月、平成29年2月、令和2年10月に発行し現在に至ります。 株式会社サイネックスの広告収入で製作しており、本市の費用負担なしで全世界に配布されました。	8

用語	解説	記載ページ
グラフィけだ	本市の地図や施設を掲載した刊行物です。 公共施設や公園、民間の観光施設なども掲載し、主に転入者に配布しています。	7
形式収支	歳入決算総額から歳出決算総額を単純に差し引いた額のこと、年度内に収入された現金と支出された現金の差額にあたります。	2、3、5
経常収支比率	地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するために用いられている指標のことです。 税などに代表される経常的に収入される財源で用途が自由なもの（経常一般財源）のうちに、人件費、扶助費、公債費などの縮減が容易ではない経常的に支出される経費に充てられた合計額（経常経費充当一般財源）が占める割合のことをいいます。 ◎経常収支比率（％） ＝〔経常経費充当一般財源〕 / 〔経常一般財源〕 ×100	2、3
権限移譲	住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域における行政の自主的かつ総合的な実施の役割を担えるようにするため、都道府県の事務・権限を市町村へ移譲することです。	21
現年徴収率	現年度の市税などの賦課調定額（収入すべき金額）に対して、4月から翌年5月末の出納閉鎖までの間に徴収した額が占める割合のことをいいます。 対して、その年度以前の徴収率を「滞納繰越徴収率」といいます。	17
公共施設等総合管理計画	公共施設等（自治体が所有する公共建築物や道路、橋りょう、上下水道など）について、個別ではなく総合的に、かつ長期的・計画的な管理を推進するため、現状や将来にわたる更新費用、課題などの整理を行った計画のことです。	14
公的個人認証	インターネットを通じてさまざまな行政手続きの申請・届出などを行う際、他人によるなりすまし申請や通信途中で改ざんされていないことを証明するために用いられる電子証明書のことです。 マイナンバーカードに記録されており、税務署へe-Taxを利用して税申告書を提出する場面などで利用されています。	24
声の広報	視覚障がい者向けに「広報いけだ」の内容を抜粋し、読み上げたものを録音したもののことで、市民ボランティアにより作成されています。 池田市ホームページからダウンロードできるほか、希望者にCD版を図書館から配布しています。	9
個別施設計画	「公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設等の個別施設ごとに具体的な対応方針を定める計画のことです。令和2（2020）年度までに策定することとされていますが、すでに策定した長寿命化計画に必要な事項が記載されている場合は、当分の間、個別施設計画とすることができます。	14、15
さ行		
債権管理条例	本市の債権の適正な管理を図り、公正かつ円滑な行財政運営を実現することを目的に平成30年4月1日に施行した条例のことで、債権管理の事務処理に必要な事項を定めています。	17、18、21
財政調整基金	経済不況などによる収入減や災害発生などによる支出増といった、年度間の財源不均衡を調整し、安定した財政運営を行うために積み立てる基金のことです。	2、3、5
歳入	国または地方公共団体の一会計年度中の一切の収入のことです。 内訳としては、市税、市債、使用料および手数料などが挙げられます。	2、16、18、27

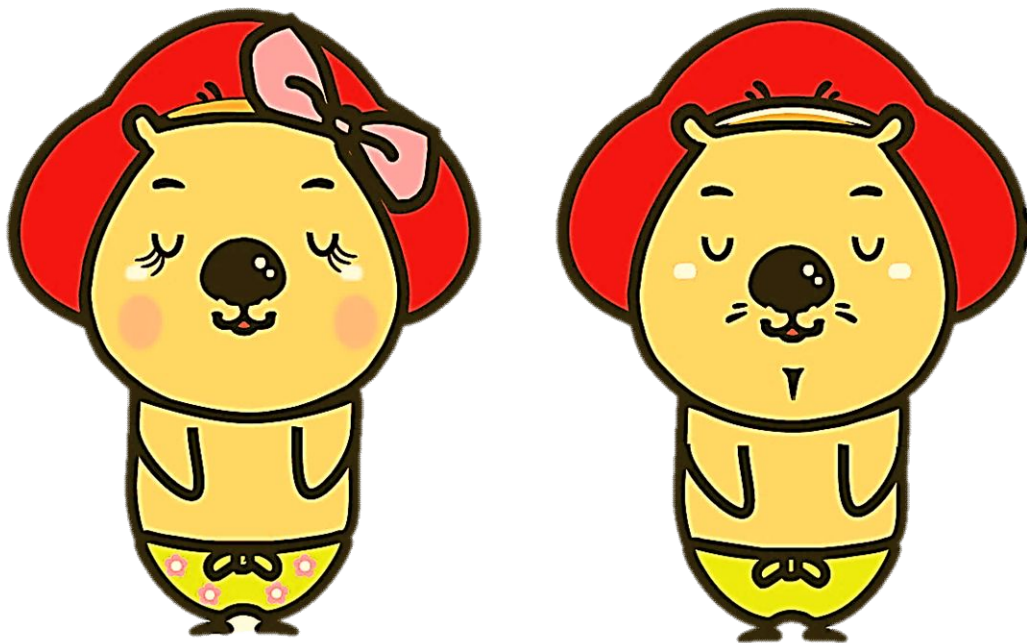
用語	解説	記載ページ
再任用職員	定年退職者などを従前の勤務実績などに基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する職として採用する職員のことです。	10、26
実働職員数	本プランにおける実働職員数は、職員数から各種休暇制度の内、療養休暇、産前産後休暇、育児休暇を利用中の者や休職中の者を除いて算定します。	2、4
指定管理者	「指定管理者制度」に基づき、地方公共団体に代わって公の施設の管理を行う者のことです。 地方公共団体の出資法人や民間事業者、NPO法人、ボランティア団体などから選定され、議会の議決をもって決定されます。	13、14
事務事業評価	本市が行っている個々の行政サービスの目的を明確にしなが、事務事業ごとに、活動の成果を検証、評価し、効率的かつ効果的に市政運営を図るため、改善するしくみのことです。	15
社会保障関係経費	人々が健やかで安心できる生活を支えるため、国や自治体が公的責任において支出する費用で、主なものに高齢者福祉費や児童福祉費、障がい者福祉費、生活保護費があります。	3
住民情報システム	主に窓口業務において市民サービスに活用される、住民基本台帳などについての情報を備えたシステムのことです。	23
情報セキュリティ監査	情報システムへの不正侵入、機密情報や個人情報の漏洩、データ改ざんなどの情報セキュリティに関する事故を防ぐために、セキュリティを維持、管理する仕組みが組織において適切に整備・運用されているかを点検、評価することです。	24
生理の貧困	経済的な理由などから生理用品を入手することが困難な状態にあることです。	19
セキュリティインシデント	コンピューターの利用や情報管理、情報システム運用管理に関して、保安上の脅威となる事象のことです。具体例として、外部からの不正アクセスやコンピューターウイルスの感染、内部からの情報漏洩などが挙げられます。	24
セキュリティポリシー	企業や組織において実施する情報セキュリティ対策の方針や行動指針のことです。	24
総合計画	地方公共団体の将来を展望した、総合的かつ計画的な都市経営の根幹をなす計画のことをいいます。 本市では、昭和45年に初めて策定以来、5次にわたり計画を改定しながら平成23年1月に第6次総合計画を策定しています。 計画期間は平成23年度から令和4(2022)年度までの12年間であり、本市の将来像やまちづくりの基本姿勢、方向性等を示す基本構想、具体的な施策を示す基本計画と、予算編成の指針となり4年毎に見直す実施計画からなっています。	11、19
た行		
滞納管理システム	滞納情報や交渉記録などをデータ化し、一元管理するシステムのことです。 このシステムにより高度な検索や帳票作成が可能となり、滞納事務を大幅に効率化できます。	17

用語	解説	記載ページ
多言語版生活ガイド	転入外国人向けに、窓口手続やごみの出し方など、池田市の生活にかかる情報を多言語で掲載しているガイドブックのことです。	10
地域分権制度	市内の各小学校区に設立された「地域コミュニティ推進協議会」が、市に対し地域の課題解決に向けた事業提案を行い、市は当該事業の実施にかかる予算措置を行う制度のことです。 協議会から提案された事業は、市議会での予算審議を経て翌年度に実施されます。	11
地方交付税	国が徴収した税金を、一定の合理的な基準によって地方公共団体に再配分するものことです。 地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、すべての団体が標準的な行政サービスを提供できるよう交付される普通交付税と、災害や地方公共団体固有の財政需要に対して交付される特別交付税があります。	3
チャットボット	パソコンやスマートフォン等から、質問者がメールやチャットを利用する感覚で入力した質問に対して、あらかじめ用意した回答を自動応答するプログラムのことです。	22、23
長寿命化計画	今後老朽化が進展するインフラの維持管理・更新などを着実に推進するため、経費の縮減などを図る観点から中長期的な取組の方向性を示した計画のことです。	15
低区配水池	昭和27年に完成し、現在は廃止された配水池のひとつです。主に室町や栄町などの地域に水を送っていました。 配水池とは、浄水場から送られた水を貯めて、高いところから低いところに流れる水の仕組みを利用して、各家庭や学校になどにお届けする施設のことです。	15、16
投資的経費	道路工事や建設事業など支出の効果が長期にわたる社会資本の整備などに要する経費であり、最終使途が資本形成に寄与する経費のことです。	3
都市計画法施行条例	市街化調整区域（市街化を抑制すべき区域）の開発許可などをするにあたって、定型的に処理することができるものについては、開発審査会の議を経ずとも許可することができるように定める条例のことです。 開発許可は平成22年に大阪府から権限移譲された事務であり、この条例によりさらに手続の合理化、迅速化を図ることができます。	21
都市再生整備計画	地域の歴史・文化・自然環境などの特性を活かした個性あふれるまちづくりを進めていくため、まちづくりに必要となる各種事業を幅広く実施する総合的な計画のことです。	14
豊能地区観光連携連絡会	豊能地域の2市2町（豊中市、池田市、能勢町、豊能町）が地域の特性を生かした観光振興を図るため、その推進のための情報共有及び意見交換を行い、北大阪地域の観光と関連産業の発展に寄与することを目的とした連絡会のことです。	20
豊能地区広域観光推進協議会	地域の特性を生かした広域観光圏の実現を図るため、観光振興とその推進に資する事業を行い、北大阪地域の観光と関連産業の発展に寄与することを目的とした協議会のことです。 【会 員】能勢町、豊能町、豊中市、池田市 【賛助会員】池田市観光協会、能勢町観光協会、豊能町観光協会 【特別会員】大阪府、公益財団法人大阪観光局、公益財団法人関西・大阪21世紀協会	20

用語	解説	記載ページ
豊能地区市長・町長連絡会議	豊能地域の3市2町（豊中市、池田市、箕面市、能勢町、豊能町）が各市町共通の問題やその他重要な事項について協議し、構成各市町間の連絡調整を図るとともに、豊能地域市町に関連ある事業の調整や共同化などを推進し、住民の福祉を増進することを目的とした会議のことです。	20
な行		
内部情報系システム	自治体における内部情報系とは、庁内ネットワーク全般のことです。	23
任期付短時間勤務職員	原則3年以内の任期を定め、住民サービスの提供時間の拡大や充実、部分休業等を取得する職員の代替にあたる職員のことであります。	17、19
は行		
働き方改革	「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」「育児や介護との両立など、働く方のニーズの多様化」などの状況に直面する中で、生産性向上とともに、就業機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる環境を作ることが重要な課題になっています。この課題の解決のため、働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現し、一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにすることを目指すための取組のことをいいます。	2、4
パブリックコメント手続	行政の施策に関する基本的な計画の策定など、基本方針を定める条例や規制関連の条例の制定などにあたり、計画の策定前、条例議案の議会への提出前などにその案を公表して住民などから広く意見を募集し、かつ、寄せられた意見に対する行政の考え方を公表して案の修正を含めた検討を行う一連の手続のことを指し、「意見公募手続」ともいいます。本市では「池田市みんなで作るまちの基本条例」や「池田市パブリックコメント手続要綱」に基づき実施しています。	11、14
原田処理場	大阪府と兵庫県が管理し、6市2町（池田市・豊中市・箕面市・豊能町・伊丹市・川西市・宝塚市・猪名川町）における各市町の一部もしくは全ての下水を集約処理して猪名川に排水している施設のことです。（本市では五月山より北、箕面川より南の地域の下水を処理し、それ以外の地域の下水は池田市下水処理場で処理しています）	15、16
ふくまる教志塾	本市で小・中・義務教育学校の教員になりたいという意欲と情熱をもった学生及び社会人に対して、教員として必要とされる資質や基礎的な指導力の育成を図る講座のことです。	9、23
普通会計	一般会計で経理する事務事業の範囲がそれぞれの地方公共団体ごとに異なることから、各地方公共団体の比較分析のために、総務省の定める基準をもって構成される、統計上・観念上の会計のことです。	4
プラットフォーム	異なるグループや要素を仲介し結びつけることでネットワークを構築する場のことです。	6
法定外公共物	里道、水路、池沼、農業用水路などのように道路法や河川法が適用されない公共物のこと。対して、道路法や河川法が適用される道路や河川などの公共物を「法定公共物」といいます。	18
北摂市長会	豊能・三島地域の7市（池田市、箕面市、豊中市、吹田市、摂津市、茨木市、高槻市）が各市共通の問題やその他重要な事項について協議し、構成各市町の連絡調整を図り、市政の運営に資することを目的とした会議のことです。	20

用語	解説	記載ページ
母子健康管理システム	母子保健事業で毎月実施している、事業実績（4か月児健康診査・1歳6か月児健康診査・3歳6か月児健康診査など）を入力したデータを管理するシステムのことです。	22
ま行		
まちづくり出前講座	市民などを対象に、本市の制度や計画、事業などを説明する講座のことです。10人以上の市内在住・通勤・通学者で構成される団体の求めて開催でき、講座における分野の担当部署職員が講師を務めています。	9
ら行		
立地適正化計画	人口減少、少子高齢化が予想される中、都市全体の持続性を高めるため、居住機能や商業・医療・福祉・子育て・公共交通などのさまざまな都市機能を誘導していく計画のことです。	14
臨時財源補てん	財政調整基金から取り崩した額と固定資産（土地、建物）の売却による歳入のうち特定の用途を持たないものを歳出にあてることです。本計画では、財政調整基金から取り崩した額と固定資産（土地、建物）の売却による歳入のうち特定の用途を持たないものは、一時的なものであり、本質的な収支改善につながるものではないと判断し、目標達成度を計るにあたっては、上記2項目を除くこととします。	2、5
類似団体	人口と産業構造に基づく一般市（原則人口5万以上、20万未満の市）の分類において、本市と同じグループ（Ⅲ-3）に属する市のことです。箕面市、守口市、伊勢市、小樽市などがあります。	4
A～Z		
AI	アーティフィシアル・インテリジェンスの略称で、人工知能とも呼びます。人間にしかできなかったような高度に知的な作業や判断をコンピュータを中心として行うものです。	12、13、22、23
AI-OCR	画像データのテキスト部分を認識し、文字データへ変換する光学文字認識機能（OCR）に人工知能（AI）技術を取り入れたものです。読み取り位置や項目を細かく設定しなくても、自動で抽出することが可能なため、非定型様式の帳票の印字なども高い精度で読み取ることが可能です。	12、22
e-lkeda_s	全市民を対象とした、母子健康手帳の延長版として成長や発達を記録できる「生涯手帳」で、「lkeda_s」の電子版のことです。	9、24
ESCO	エネルギー・サービス・カンパニー事業の略称で、顧客の光熱水費削減に必要な投資の全てまたは一部を事業者が負担して経費削減を実施し、これにより実現した経費削減実績から一部を報酬として受け取る事業です。	15
GIS	地理情報の高度利用を図るため、デジタル化されたさまざまな地理データと統計・台帳データ、画像データなどを電子的に統合したシステムのことです。	22
lkeda_s	全市民を対象とした、母子健康手帳の延長版として成長や発達を記録できる「生涯手帳」のことです。	9、24

用語	解説	記載ページ
RPA	ロボティック・プロセス・オートメーションの略称です。デスクワーク（主に定型作業）を、パソコンの中にあるソフトウェア型のロボットが代行・自動化するもので、人間が同じ作業を行う場合と比べてコストやミスの削減が期待されます。	12、22
SDGs	持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略称です。2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のことです。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。	6
SMS	ショート・メッセージ・サービスの略称です。携帯電話などで、比較的少ない文字数の文章を送受信できるサービスのことです。	17
SNS	ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略称です。インターネット上で利用者同士のコミュニケーションを円滑にする場や、趣味や共通の関心事例などであらたなつながりを構築する場を提供するサービスのことです。FacebookやTwitterが代表例です。	8、9、23



令和4年 月 発行
池田市行財政改革推進プランⅢ
令和3年度 最終報告
発行 池田市
編集 池田市総合政策部行財政改革推進課
〒563-8666
大阪府池田市城南1丁目1番1号
TEL : 072-754-7003 (直通)
HP : <https://www.city.ikeda.osaka.jp/>
E-mail : gyokaku@city.ikeda.osaka.jp